

南国市地域防災計画
【基本マニュアル編】

令和 6 年 3 月
南国市防災会議

目 次

第1章 災害時の体制	1
第1節 災害時の体制	1
第2節 業務一覧及び担当部・実施時期	19
第3節 部別・チーム別業務一覧	24
第2章 危機対応の実施項目	28
第1節 災害対策本部の組織・運営	28
第2節 通信の確保	38
第3節 被害情報の収集	39
第4節 災害情報の伝達	41
第5節 応援の受入れ	54
第6節 広報活動	60
第7節 救助・救急活動	62
第8節 緊急輸送活動	69
第9節 避難所等、被災者の生活対策	74
第10節 要配慮者対策	79
第11節 物資等の輸送、供給対策	85
第12節 ボランティアとの協働活動	89
第13節 公共インフラ被害の応急処置等	91
第14節 文教・保育施設対策	101
第15節 建物、宅地の応急危険度判定	105
第16節 被害認定調査、罹災証明の発行	106
第17節 応急仮設住宅等	108
第18節 生活再建支援	112
第19節 保健衛生・防疫対策	118
第20節 廃棄物処理	120
第21節 特殊災害対策	123
第22節 総合相談窓口業務	135
第23節 災害復興	137

第1章 災害時の体制

第1節 災害時の体制

1-1. 組織図

【指揮調整部（本部会議）】

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
指揮調整部 (本部会議)	0	指揮者	● COPに基づき、対応目的・戦略・優先順位を決定し認識を共有する ● IAPの承認	◎ 市長 危機管理課長 副市長 企画課長 総務課長 財務課長 各所属長 各所属長 消防長 教育長 各関係機関
		指揮者補佐		
		広報官（本部活動統制チーム）	● 広報活動	
		総合調整官（本部活動統制チーム）	● 対応活動全体の調整、受援の調整	
		安全管理官（後方支援チーム）	● 職員の健康・安全管理	
		視察対応官（財務会計チーム）	● 災害見舞者・視察者対応	
		チーム統括官	● チーム活動の掌握・調整	
		チーム統括官補佐		
		消防本部指揮者	● 消防本部を直轄で指揮	
		教育委員会指揮者	● 教育委員会事務局を直轄で指揮	
関係機関連絡員	● 本部と関係機関との連絡・報告・活動調整			

【対策立案部（本部事務局）】

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
対策立案部 (本部事務局)	1	本部活動統制チーム	● 執務環境の確保 ● 本部会議の運営 ● 情報収集・分析 ● 情報発信 ● 当面の対応計画案の作成 ● 資源配置 ● 文書管理 ● 撤収管理 ● コールセンター運営	◎ 危機管理課 情報政策課 企画課
	2	後方支援チーム	● 空間、資機材、人員の提供 ● サービス：医療・救護・食事の提供 ● 職員の参集・健康管理 ● 家族の支援	◎ 総務課 選挙管理委員会 議会事務局

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
	3	財務会計チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の予算 ● 激甚災害法関係 ● 契約事務 ● 災害時の会計事務 ● 義援金の受入れ 	◎ 財政課
				会計課
				監査事務局

【事案処理局】

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
応急救助活動部	4	救助・消火活動チーム	● 人命救助・消火活動	◎ 消防本部
	5	医療救護活動チーム	● 医療救護所の運営	◎ 保健福祉センター 長寿支援課
	6	遺体対応チーム	● 遺体安置所の運営	◎ 福祉事務所
応急復旧活動部	7	土木施設復旧チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急活動用に道路啓開 ● 内水・土砂崩れ応急復旧対応 	◎ 建設課 農地整備課 地籍調査課
	8	上下水道施設チーム	● 内水対応・応急給水活動・上下水の復旧	◎ 上下水道局
被災者支援部	9	避難者支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民による避難所運営の支援 ● 避難者の把握 ● ニーズの把握 ● 避難所環境の確立 	◎ 生涯学習課 学校教育課 子育て支援課
	10	要配慮者支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者の安否確認 ● 福祉避難所の調整 	◎ 福祉事務所 長寿支援課 保健福祉センター
	11	保健活動チーム	● 被災者・避難者の健康管理	◎ 保健福祉センター
	12	環境衛生チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設トイレ・し尿処理対策 ● 公衆衛生 ● ペット対策 ● 災害廃棄物処理 	◎ 環境課
生活再建支援部	14	住宅支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急危険度判定 ● 救助法による応急修理 ● 仮設住宅の確保・入居手続き 	◎ 住宅課 都市整備課
	15	罹災証明発行チーム	● 被害認定調査・罹災証明発行	◎ 税務課
	16	総合相談窓口チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者台帳の作成・管理 ● 各種支援につなげる相談業務 	◎ 市民課 関係各課

部	No.	必要な機能 (チーム名)	主な任務・役割	所属 (◎：事前準備リーダー)
教育・子ども 支援部	17	学校・子ども支援 チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の安全確保/安否確認 ● 学校の再開に向けた準備 	◎ 学校教育課
				小学校・中学校
	18	保育所・子ども支援 チーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 園児の安全確認/安否確認 ● 保育所・幼稚園の再開に向け た準備 	◎ 子育て支援課
				保育所 幼稚園

1-2. 人員体制

防災体制	主な役割	準備体制 (レベル1)	準備体制 (レベル2)	災害対策本部 体制 (レベル3)	災害対策本部 体制 (レベル4)	災害対策本部 体制 (レベル5)
		災害対策本部				
本部会議	意思決定	—	—	全員+リエゾン	全員+リエゾン	全員+リエゾン
本部事務局	情報収集・ 対策立案・ 広報	危機管理課： 当番	危機管理課： 全員+5人	必要人数へ 増員	必要人数へ 増員	災害規模に 応じて最大で 全職員参集
応急救助活動 部	救助活動	救助・消火 活動チーム	救助・消火 活動チーム	必要人数へ 増員	必要人数へ 増員	
応急復旧活 動部	復旧活動 (浸水・土砂)	—	必要人員	必要人員	必要人員	
被災者支援部	避難所開設・ 廃棄物処理	—	—	避難所要員・ 配置	避難所要員・ 配置	
生活再建支 援部	被害認定調査	—	—	—	—	
教育・子ども 支援部	休校等判断・ 児童等安否確 認	—	—	—	—	

1-3. 意思決定権者

対応する警戒レベル	体制	時期	意思決定権者
警戒レベル1	—		—
警戒レベル2	準備体制 (レベル1)	防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階	—
	準備体制 (レベル2)	警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する段階	危機管理課長
警戒レベル3	災害対策本部体制 (レベル3)	警戒レベル3 高齢者等避難を発令する段階 警戒レベル4 避難指示の発令を検討する段階	市長
警戒レベル4	災害対策本部体制 (レベル4)	警戒レベル4 避難指示を発令する段階	市長
警戒レベル5	災害対策本部 (レベル5)	警戒レベル5 緊急安全確保を発令する段階	市長

1-4. 分掌事務

【指揮調整部（本部会議）】

指揮者		
基幹業務	担当	分掌事務
災害対策本部活動の統轄（職員・関係機関の統制、災害応急対策の優先順位付け、活動の調整、対策実行の指示、実行状況の確認、広報）	本部長	対策本部を設置し、災害応急対応の優先順位、当面の対応計画の承認など災害応急対応の意思決定を行う。
指揮者補佐		
同上	本部員	指揮者を補佐する。
広報官（本部活動統制チーム）		
同上	副本部長	スポークスマンとして報道機関の窓口となる。
総合調整官（本部活動統制チーム）		
同上	本部員	各チーム及び関係機関が実施する対策の総合調整及び取りまとめを行う。
安全管理官（後方支援チーム）		
同上	本部員	職員の健康・安全管理を統括する。
視察対応官（財務会計チーム）		
同上	副本部長	災害見舞者、視察者への対応窓口となる。
チーム統括官		
同上	本部員	本部-各チーム間の連絡・報告・活動調整を行う。
チーム統括官補佐		
同上	本部員	本部-各チーム間の連絡・報告・活動調整を行う。
消防本部指揮者		
同上	本部長付	救助・消火活動チームの統括及び活動の調整、本部との連絡・報告・活動調整を行う。
教育委員会指揮者		
同上	本部長付	学校・子ども支援チームの統括及び活動の調整、本部との連絡・報告・活動調整を行う。
関係機関連絡員		
同上	リエゾン	本部と関係機関との連絡・報告・活動調整を行う。

【対策立案部（本部事務局）】

本部活動統制チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
災害対策本部運営の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害対策本部活動実施要領」を作成し、訓練を実施する。
		災害対策本部開設・運営訓練（総合・個別）を実施する。
	総合調整	調整会議を開催し各チームの応急対策活動（基幹業務）の総合調整を行う。【総合調整官と連携】
	統制	活動サイクル「Planning P」に基づき対策本部活動を運営する。 （状況の把握⇒目標設定⇒対応計画の準備⇒対応計画の承認⇒計画実行⇒進捗評価⇒…）
	－	指揮者からの指示事項・命令の伝達を行う。
		各チーム及び関係機関の連絡員を統制する。
		本部の運営（開設・閉鎖）を行う。
		本部会議資料を作成する。
	システム	高知県総合防災情報システムのオペレーションを行う。
		高知県防災行政無線（FAX/電話）のオペレーションを行う。
情報活動（収集・整理・対策立案）の統轄（当面の対応計画の作成、各チームの活動調整・指示・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「情報収集計画」を作成し、訓練を実施する。
		各チームの作成する計画・マニュアルの検証、改善提案を行う。
	－	チーム内及び指揮調整部職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		コールセンターを設置・運営する。
		状況の分析、課題の抽出を行い関係チームと対策を立案する。
		活動サイクルごとに「当面の対応計画」を策定する。
	情報	各チームからのすべての情報を集約・一元管理し本部会議へ報告する。
	－	総合状況図を作成する。
		被害状況等の情報を収集・整理し、関係機関へ情報提供する。
		気象状況（災害リスクスケール）の確認を行う。
被害拡大の有無及び被災地のニーズ等の予測及び分析を行う。		
システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
	ドローンによる被害状況の把握を行う。	
	災害情報カメラにより被害状況を確認する。	
－	気象及び地震・津波に関する予警報を受信し避難情報の発令の検討及び住民への情報伝達を行う。	
	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する。 【避難者支援チームと連携】	
	警戒区域の設定を検討する。	
	広域避難の必要性を判断し、県と調整する。	

本部活動統制チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
	情報	緊急避難場所の状況を確認し、早急に救助活動を実施する。 【救助・消火活動チーム、土木施設復旧チームと連携】
	システム	南国市防災行政無線（同報系）のオペレーションを行う。
		南国市防災行政無線（同報系）の疎通確認を行う。
		緊急速報メール発信のオペレーションを行う。
		防災支援メール発信のオペレーションを行う。
情報ネットワーク対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「情報システム及びネットワークに関する業務継続計画」を作成し、検証を行う。
	情報	情報システム及びネットワークの被害状況調査及び復旧作業を行う。
	—	衛星インターネット回線を確保する。
広報活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「報道対応・記者会見マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	報道発表資料の作成、報道対応、記者会見の準備を行う。 【広報官と連携】
		当面の対応計画の広報を行う。
		広報官を補佐する。
	情報	ライフライン関連情報を収集し広報を実施する。
	—	「災害時における人的被害情報の公表手順」に基づき情報を公表する。
		災害に関する議会への報告を行う。
全般的な災害記録（写真を含む）を作成し保存する。 視察対応の窓口となる。【視察対応官と連携】		
孤立地域対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「孤立地域対応マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	被害状況から孤立地域の発生の有無、状況を把握する。
帰宅困難者対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「帰宅困難者対応マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ帰宅困難者用拠点施設を整備する。
	—	帰宅困難者の情報を集約し、帰宅に向けた支援を実施する。 【避難者支援チームと連携】

後方支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
応急物資・人員確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「調査用燃料調達マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ「災害時車両調達・公用車管理運用マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		来庁者への対応を統括する。
	情報	市本庁舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統制チームへ報告する。
	—	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。
		非常用発電機及び燃料を確認する。
		車両の調達、公用車の配車を行う。
		緊急輸送の要請を行う。
		緊急通行車両の標章及び証明書の発行を行う。
		備蓄資機材の配送の手配、管理を行う。
		食料、物資、燃料等の調達及び配送に関する要請・調整を行う。
		人員、車両、施設、物資並びに資機材の把握及び配分方針を決定する。
各災害対応部隊が使用する災害応急資機材を確保する。		
ボランティアセンターの開設要請及び連絡調整を行う。 【社会福祉協議会と連携】		
システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
職員管理対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時職員管理マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		平時から災害時における職員の健康管理に関する知識の啓発を行う。
	—	各チームからのチーム職員の安否確認、参集人数の報告を取りまとめ、人員を管理する。
		活動サイクルに基づいた人員の配置を行う。
		職員の健康・安全管理を行う。【安全管理官と連携】
		職員及びその家族の被災状況を確認し、状況に応じお見舞いを行う。
		災害対策従事職員及び他公共団体応援職員の給与、食事、宿泊等の手配をする。
	職員の PTSD 相談対応を行う。	
システム	職員参集システムのオペレーションを行う。	

後方支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
受援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「受援計画」を作成し、訓練を実施する。
	－	県を通じて総務省へ災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請する。
		県、自衛隊、警察、指定行政機関及び応援協定都市に対する派遣要請並びに連絡調整を行う。
		災害対策業務従事者（職員・自衛隊・警察・TEC-FORCE・DMAT等）の活動拠点の確保及び食料・燃料等の確保を行う。
		自主防災組織との連絡調整、協力要請を行う。
支援の受入調整を行う。		
財務会計チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
災害時予算管理の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ災害救助法制度及び申請方法について知識を習得する。
		あらかじめ義援金受入れ・配分方法について検討する。
	－	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		普通財産の状況を確認する。
		市有財産の被害額を集約し、全国市有物件災害共済会へ手続きを行う。
		補正予算（災害対策予算）の編成を行う。
		応急対策資金の準備、支出及び管理を行う。
		災害に対する財源の確保（特別交付税要望、普通交付税の繰上交付等）を行う。
		災害救助法申請に必要な被害数量等を集計し県へ申請する。
		激甚災害法適用に関する業務を行う。
		義援金の受入・管理及び受付・配分を行う。
義援金配分委員会の事務局となる。		
災害見舞者、視察者の受入調整窓口となる。		

【応急救助活動部】

救助・消火活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
救助・消火活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ各種マニュアル・計画を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
来庁者への対応を統括する。		
		気象状況等を対策本部統制チームと共有する。

救助・消火活動チーム			
基幹業務	種別	分掌事務	
	情報	消防本部庁舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。	
	—	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。	
	情報	救助・消火活動に必要な情報を収集し本部へ報告する。	
	—	応急救助及び危険箇所の調査を行う。	
		消火、救助及び救急活動を実施する。	
		被災者の救出及び搬送を行う。	
		被災者の捜索及び収容活動を実施する。	
		救急隊・救助隊・消防隊等の統括運用を行う。	
		関係機関への出動要請及び連絡調整を行う。	
	緊急消防援助隊の受援調整を行う。		
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
医療救護活動チーム			
基幹業務	種別	分掌事務	
医療救護活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「医療救護計画・マニュアル」を作成し、訓練を実施する。	
		あらかじめ医療救護所の開設・運営に必要な資機材を整備する。	
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。	
	—	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。	
		来庁者への対応を統括する。	
	情報	保健福祉センター庁舎の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。	
	—	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。	
	情報	医療救護活動に必要な情報を収集し本部へ報告する。	
	—	高知県保健医療調整支部と必要な支援・派遣要請等の総合調整を行う。	
		医師会・救護病院・医療機関、薬業協会・薬剤師会等との連絡調整を行い、医師・看護師、薬剤を確保する。	
		医療救護所を設置・運営する。	
	システム		災害対応システムのオペレーションを行う。
			EMIS（広域災害救急医療システム）のオペレーションを行う。
			南国市医療救護無線のオペレーションを行う。

遺体対応チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
遺体取扱い対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「遺体対応マニュアル」を作成し、訓練を実施する。 あらかじめ災害時の遺体（身元不明者を含む）埋火葬許可証発行の発行方法・手段を検討する。【市民課と連携】
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
	－	遺体安置所の開設及び運営を行う。
	－	遺体安置所への搬送、収容及び安置を行う。
	－	市内葬祭業者へ協力依頼を行う。
	－	仮埋葬地の確保及び仮埋葬を行う。
	－	対市町村での死亡者の引き取りを行う。 遺体（身元不明者を含む）の埋火葬許可証を発行する。 【市民課と連携】

【応急復旧活動部】

土木施設復旧チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
緊急輸送路確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時行動マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
	－	気象状況等を対策本部統制チームと共有する。
	情報	公共土木施設（ため池含む）の被害状況調査を実施し、本部活動統轄チームへ報告する。
	－	市道に関する緊急輸送路及び主要道路の啓開を実施する。 【建設業者等と連携】
	－	障害物の除去を実施し、道路交通網を確保する。
	－	建設・土木事業者へ応援を要請する。 土砂災害への応急対応を実施する。 公共土木施設の災害応急・復旧対策を実施する。
システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
上下水道施設チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
応急給水対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時行動マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。

上下水道施設チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
	－	来庁者への対応を統括する。
	情報	水道局庁舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
	－	庁舎等の応急対策（仮設庁舎確保、非常用発電機、庁舎用燃料等）を行う。 応急給水活動を実施する。
	情報	水道施設の被害調査を実施し、応急復旧を行う。
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。
	下水道施設応急対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前
	－	気象状況等を対策本部統制チームと共有する。 市街地の排水対策を実施する。 マンホールトイレ等、応急仮設トイレ対策を実施する。
	情報	下水道施設の被害調査を実施し、応急復旧を行う。
	システム	災害対応システムのオペレーションを行う。

【被災者支援部】

避難者支援チーム				
基幹業務	種別	分掌事務		
避難者支援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「避難所開設マニュアル」を作成し、訓練を実施する。【住民・自主防災組織と連携】		
	情報		チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。 避難所の状況を確認し本部活動統轄チームへ報告する。	
		－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。 避難所の開設及び住民による避難所運営を支援する。 避難者名簿の作成を行い、必要に応じて情報を開示する。 避難所の環境整備を行う。【環境衛生チームと連携】 避難者のニーズ調査を実施し、避難生活の改善を行う。 在宅避難者への支援を行う。 帰宅困難者への対応を行う。【本部活動統轄チームと連携】 災害時のペット（避難所・在宅）対策を実施する。 【環境衛生チームと連携】	
		システム	災害対応システムのオペレーションを行う。	
	要配慮者支援チーム			
	基幹業務	種別	分掌事務	
	避難行動要支援者対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・	事前		あらかじめ要配慮者支援全体計画を作成する。
				あらかじめ避難行動要支援者個別避難計画を作成する。
				あらかじめ要配慮者台帳（避難行動要支援者名簿）を整備する。

要配慮者支援チーム			
基幹業務	種別	分掌事務	
実施・進捗管理、本部への報告)	事前	あらかじめ「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、訓練を実施する。	
		あらかじめ福祉避難所の開設・運営に必要な資機材等を整備する。	
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。	
	—	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。	
	情報	介護施設等関連施設の被害情報を収集し本部活動統括チームへ報告する。	
		—	避難所における要配慮者の支援を行う。 【避難者支援チームと連携】
		福祉避難所の開設を調整（施設及び関係機関との連携）する。 【避難者支援チームと連携】	
		福祉避難所入所希望者の調整（施設及び関係機関との連携）を行う。【避難者支援チームと連携】	
	システム	介護関係施設等の給食及び仮設トイレの手配を行う。	
	システム	要配慮者支援システムのオペレーションを行う。	
重点継続要医療者支援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ災害時個別支援計画を作成する。	
		あらかじめ個別支援に必要な資機材等を整備する。	
	情報	重点継続要医療者（在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者・人工透析患者）の状況を確認し本部活動統轄チームへ報告する。	
		重点継続要医療者（在宅人工呼吸器使用者・在宅酸素療法者・人工透析患者）の支援を行う。	
	システム	高知県保健医療調整支部と透析患者の広域搬送の調整を行う。	
システム	要配慮者支援システムのオペレーションを行う。		
災害ケースマネジメントの統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ災害ケースマネジメント実施要領を作成する。	
	—	アウトリーチによる被災者の状況の把握（災害ケースマネジメント）を行い、支援につなげる。	
	システム	要配慮者支援システムのオペレーションを行う。	
		被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。	
保健活動チーム			
基幹業務	種別	分掌事務	
災害時保健活動の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時保健活動マニュアル」を作成し、訓練を実施する。	
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。	
		避難所の環境状態を確認し本部活動統轄チームへ報告する。	
	—	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。	

保健活動チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
		高知県保健医療調整支部と必要な支援・派遣要請等の総合調整を行う。
		避難所における保健活動（相談・検診）、在宅避難者宅への訪問を行う。
		妊産婦等周産期医療に関する対策を実施する。
環境衛生チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
環境衛生対策の統轄 （実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害時し尿処理計画」を作成し、訓練を実施する。
	情報	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		避難所の環境状態を確認し本部活動統轄チームへ報告する。
	—	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		ごみ及びし尿処理を行う。
	—	仮設トイレの調達・設置を行う。 【上下水道施設チームと連携】
		仮設シャワー・仮設風呂の調達・設置を行う。 【避難者支援チームと連携】
被災地の清掃、消毒、防疫を行う。 仮設浴場の設置及び周知を行う。		
ペット対策の統轄 （実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「ペット同行避難所運営マニュアル」を作成し、訓練を実施する。【避難者支援チームと連携】 あらかじめ災害時のペット対策について住民に啓発を行う。
	情報	同伴避難ペットの状況を確認する。
	—	災害時のペット（避難所・在宅）対策を実施する。 【避難者支援チームと連携】
災害廃棄物処理対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「災害廃棄物処理計画」を作成し、訓練を実施する。
	—	災害ゴミの収集及び処理の手配を行う。 災害ゴミ（瓦礫・土砂等）の仮置き場を確保する。
物資拠点運営チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
物資配送拠点運営の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「物資配送マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	—	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
システム	物資調達・輸送調整等支援システムのオペレーションを行う。	

【生活再建支援部】

住宅支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
住宅支援対策の統轄 (実施要領の作成、 活動の調整・実施・進 捗管理、本部への報 告)	事前	あらかじめ「応急危険度判定実施マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ「災害救助法に基づく住宅の応急修理実施マニュアル」を作成し、訓練を実施する。
	-	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		被災建築物の応急危険度判定を実施する。
		宅地危険度判定を実施する。
		被災住宅の応急相談窓口を設置する。
		災害救助法に基づく住宅の応急修理を実施する。
		市営住宅の被害調査を実施し、応急対策を行う。
応急仮設住宅の必要数を把握し、建設を行う。【県と連携】		
応急仮設住宅の供与を行う。		
罹災証明発行チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
罹災証明発行業務の 統轄（実施要領の作 成、活動の調整・実 施・進捗管理、本部へ の報告）	事前	あらかじめ「罹災証明発行業務マニュアル」（被害調査・認定業務を含む）を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ罹災証明書会場のレイアウト、必要人員等を検討する。
	-	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		災害に係る被害住家の調査、被害認定を行う。
		被災者台帳に罹災家屋のデータを入力する。
	罹災証明書交付会場の設営と運営を行う。	
システム	被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。	
総合相談窓口チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
被災者台帳作成の統 轄（実施要領の作成、 活動の調整・実施・進 捗管理、本部への報 告）	事前	あらかじめ「被災者台帳作成実施要領」を作成し、訓練を実施する。
	-	住民の被害状況を把握し、被災者台帳にデータを入力する。
	システム	被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。
		住民基本台帳システムのオペレーションを行う。

総合相談窓口チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
総合相談窓口業務の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ総合相談窓口の開設場所・レイアウト、必要人員等を検討する。
		あらかじめ被災者支援に関する各種制度の習熟を図る。
	－	要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		被災者支援に関する各種制度による支援の相談業務を行う。
		被災者台帳に基づきプッシュ型支援を実施する。
	システム	アウトリーチによる被災者の状況の把握（災害ケースマネジメント）を行い、支援につなげる。【要配慮者支援チームと連携】
被災者生活再建支援システムのオペレーションを行う。		

【教育・子ども支援部】

学校・子ども支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
学校・子ども支援対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「小中学校 BCP」を作成し、訓練を実施する。
		あらかじめ「給食センターBCP」を作成し、訓練を実施する。
	－	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		小中学校校舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
		児童生徒の安否を確認し、保護者と連絡調整を行う。
		災害救助法に基づき学用品を供与する。
		学校再開（給食含む）に向けた準備を実施する。
保育所・子ども支援チーム		
基幹業務	種別	分掌事務
保育所・子ども支援の統括（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	事前	あらかじめ「保育施設 BCP」を作成し、訓練を実施する。
	－	チーム内職員の安否確認、参集人数の把握及び後方支援チームへの報告を行う。
		要請に基づき本部事務局へ連絡員を派遣する。
		保育園舎等所管施設の被害状況調査を行い、本部活動統轄チームへ報告する。
		園児の安否を確認し、保護者と連絡調整を行う。
保育再開（給食含む）に向けた準備を実施する。		

各小中学校		
基幹業務	種別	分掌事務
児童生徒の安全確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	－	各学校の児童生徒、職員の安否状況を確認し、学校・子ども支援チームへの報告を行う。
各保育所・園		
基幹業務	種別	分掌事務
園児の安全確保対策の統轄（実施要領の作成、活動の調整・実施・進捗管理、本部への報告）	－	各保育所・園の園児、職員の安否状況を確認し、保育所・子ども支援チームへの報告を行う。

第2節 業務一覧及び担当部・実施時期

※自身が所属する部・チームは、P.1~を参照

※下表の節欄の記載は、基本マニュアル編第2章の内容を示している。

節	業務	担当チーム/課									開始 目標 時間
		各部	指揮 調整部	対策 立案部	応急 救助 活動部	応急 復旧 活動部	被災者支 援部	生活 再建 支援部	教育・ 子ども 支援部	担当課	
第1節 災害対策 本部の組 織・運営	1-1. 防災体制 の確立	各チーム		本部活動 統制T 後方支援 T							発災前
	1-2. 災害対策 本部の設置	各チーム		本部活動 統制T 後方支援 T							発災前
	1-3. 災害対策 本部の運営	各チーム		本部活動 統制T 後方支援 T							～3 時 間
	1-4. 現地対策 本部の設置		指揮調整 部								～3 時 間
第2節 通信の確 保	2-1. 通信手段 の確保			本部活動 統制T							発災前
第3節 被害情報 の収集	3-1. 被害情報 の収集	各チーム		本部活動 統制T							発災前
第4節 災害情報 の伝達	4-1. 気象情報 等の収集・伝達			本部活動 統制T							発災前
	4-2. 津波警報 等の伝達			本部活動 統制T							発災前
	4-3. 避難指示 等の発令			本部活動 統制T			避難者支 援T				発災前
	4-4. 被害情報 の報告			本部活動 統制T							～3 時 間
	4-5. 災害救助 法の適用申請			本部活動 統制T 財務会計 T							～3 時 間
第5節 応援の受 入れ	5-1. 応援要請 の方針検討			本部活動 統制T							～3 時 間
	5-2. 県または 他市町村への 応援要請			後方支援 T							～3 時 間
	5-3. 技術者、 技能者及び応急 活動要員等の確 保			後方支援 T							～3 時 間
	5-4. 民間団体 の活用			後方支援 T							～3 時 間
	5-5. 応援の受 入れ			後方支援 T							～ 24 時間
	5-6. 自衛隊の 災害派遣要請要 求			本部活動 統制T 後方支援 T							～3 時 間
	5-7. 派遣部隊 の受入れ			後方支援 T							～ 24 時間
	5-8. 派遣部隊 の撤収要請			後方支援 T 財務会計 T							～1 か 月

節	業務	担当チーム/課									開始 目標 時間	
		各部	指揮 調整部	対策 立案部	応急 救助 活動部	応急 復旧 活動部	被災者支 援部	生活 再建 支援部	教育・ 子ども 支援部	担当課		
第6節 広報活動	6-1. 市民への 広報		指揮調整部	本部活動 統制T								発災前
	6-2. 報道機関 に対する情報発 表		指揮調整部	本部活動 統制T								発災前
	6-3. 帰宅困難 者への対応			本部活動 統制T			避難者支 援T					～ 24 時間
第7節 救助・救 急活動	7-1. 救出救助 活動				救助・消 火活動T							～3 時 間
	7-2. 行方不明 者の捜索			後方支援 T	救助・消 火活動T							～3 時 間
	7-3. 救護所及 び避難所救護セ ンターの設置・ 運営				医療救護 活動T							～3 時 間
	7-4. 医薬品等 の確保				医療救護 活動T							～3 時 間
	7-5. 後方搬送				救助・消 火活動T							～3 時 間
	7-6. 惨事スト レス対策			後方支援 T								～3日
	7-7. 遺体の処 理				遺体対応 T							～ 24 時間
	7-8. 遺体の埋 葬				遺体対応 T							～3日
第8節 緊急輸送 活動	8-1. 輸送手段 の確保			後方支援 T			物資拠点 運営T					～3 時 間
	8-2. 輸送拠点 等の確保			本部活動 統制T	救助・消 火活動T		物資拠点 運営T					～3 時 間
	8-3. 交通の確 保			本部活動 統制T		土木施設 復旧T						～3 時 間
	8-4. 緊急輸送 の実施			後方支援 T	救助・消 火活動T							～3 時 間
第9節 避難所 等、被災 者の生活 対策	9-1. 避難所の 開設			本部活動 統制T 後方支援 T			避難者支 援T					～3 時 間
	9-2. 避難所の 運営						避難者支 援T 要配慮者 支援T 環境衛生 T		学校・子 ども支援 T 保育所・ 子ども支 援T			～ 24 時間
	9-3. 避難所の 閉鎖						避難者支 援T 要配慮者 支援T		学校・子 ども支援 T 保育所・ 子ども支 援T			～7日
第10節 要配慮者 対策	10-1. 災害発生 時の支援			本部活動 統制T			避難者支 援T 要配慮者 支援T	住宅支援 T				～3 時 間
	10-2. 避難所 における支援						避難者支 援T 要配慮者 支援T		学校・子 ども支援 T 保育所・ 子ども支 援T			～3 時 間
	10-3. 福祉避難 所等の確保						要配慮者 支援T					～3 時 間
	10-4. 福祉避難 所の運営						要配慮者 支援T					～3 時 間

節	業務	担当チーム/課									開始 目標 時間	
		各部	指揮 調整部	対策 立案部	応急 救助 活動部	応急 復旧 活動部	被災者支 援部	生活 再建 支援部	教育・ 子ども 支援部	担当課		
第11節 物資等の 輸送、供 給対策	11-1. 食料・生 活必需品等の調 達			後方支援 T			物資拠点 運営T					～ 24 時間
	11-2. 食料・生 活必需品等の供 給			後方支援 T			物資拠点 運営T					～ 24 時間
	11-3. 炊き出し の実施			後方支援 T			物資拠点 運営T					～3日
	11-4. 給水活動					上下水道 施設T						～ 24 時間
	11-5. 水道施設 の応急復旧					上下水道 施設T						～ 24 時間
	11-6. 下水道施 設の応急復旧					上下水道 施設T						～ 24 時間
第12節 ボランテ ィアとの 協働活動	12-1. 災害ボラ ンティアセンタ ーの設置・運営 支援			後方支援 T								～3日
	12-2. ボランテ ィア活動の全体 像の把握			後方支援 T								～3日
第13節 公共イン フラ被害 の応急処 置等	13-1. 水防活動				救助・消 火活動T							発災前
	13-2. 土砂災害 警戒活動				救助・消 火活動T	土木施設 復旧T						発災前
	13-3. 海岸線の 巡回				救助・消 火活動T	土木施設 復旧T						発災前
	13-4. 水害・土 砂災害等の危険 箇所への応急措 置			本部活動 統制T		土木施設 復旧T						～ 24 時間
	13-5. 公共土木 施設の応急対策			本部活動 統制T		土木施設 復旧T						～3日
	13-6. 災害復旧 事業の実施			本部活動 統制T								～3日
	13-7. 財源の確 保			本部活動 統制T財務 会計T								～3日
第14節 文教・保 育施設対 策	14-1. 学校等に おける避難								学校・子 ども支援 T 保育所・ 子ども支 援T			発災前
	14-2. 応急保育 の実施								保育所・ 子ども支 援T			～3日
	14-3. 応急教育 の実施								学校・子 ども支援 T	生涯学習 課		～3日
	14-4. 社会教育 施設の応急対策								学校・子 ども支援 T	生涯学習 課		～3日
	14-5. 文化財の 応急対策								学校・子 ども支援 T	生涯学習 課		～3日
	14-6. 学校の再 開								学校・子 ども支援 T	生涯学習 課		～3日
第15節 建物、宅 地の応急 危険度判 定	15-1. 被災建築 物、被災宅地の 応急危険度判定							住宅支援 T				～ 24 時間

節	業務	担当チーム/課									開始 目標 時間		
		各部	指揮 調整部	対策 立案部	応急 救助 活動部	応急 復旧 活動部	被災者支 援部	生活 再建 支援部	教育・ 子ども 支援部	担当課			
第16節 被害認定 調査、罹 災証明の 発行	16-1. 罹災証明 書の発行及び被 災者台帳の作成			本部活動 統制T				罹災証明 発行T				～3日	
第17節 応急仮設 住宅等	17-1. 応急仮設 住宅の供与						要配慮者 支援T	住宅支援 T				～7日	
	17-2. 住宅の応 急修理							住宅支援 T				～7日	
	17-3. 住宅等に 流入した障害物 の除去							住宅支援 T				～7日	
	17-4. 住宅の応 急復旧に関する 市民への助言・ 指導							住宅支援 T				～7日	
	17-5. ベット対 策						環境衛生 T					～7日	
第18節 生活再建 支援	18-1. 農林漁業 災害復旧資金の 相談・斡旋										農林水産 課	～7日	
	18-2. 農林水産 業者への指導、 助言										農林水産 課	～7日	
	18-3. 家畜の保 護										農林水産 課	～3時 間	
	18-4. 中小企業 の再建資金の相 談・斡旋										商工観光 課	～7日	
	18-5. 被災者の 生活再建支援							罹災証明 発行T				～7日	
	18-6. 義援金の 受付・配分			財務会計 T									～24 時間
	18-7. 義援品の 受付・配分			財務会計 T									～24 時間
	18-8. 社会秩序 の維持			本部活動 統制T									～3日
第19節 保健衛 生・防疫 対策	19-1. 防災活動						環境衛生 T					～24 時間	
	19-2. 被災者の 健康管理						保健活動 T					～3日	
第20節 廃棄物処 理	20-1. し尿の処 理						環境衛生 T					～24 時間	
	20-2. 生活ごみ の処理						環境衛生 T					～3日	
	20-3. 漂流油に よる沿岸汚染対 策			本部活動 統制T	救助・消 火活動T							～3時 間	
	20-4. 災害廃棄 物の処理						環境衛生 T					～3日	
第21節 特殊災害 対策	21-1. 火災発生 状況の把握			本部活動 統制T	救助・消 火活動T							～3時 間	
	21-2. 消火活動				救助・消 火活動T							～3時 間	
	21-3. 危険物施 設等の二次災害 防止				救助・消 火活動T							～24 時間	
	21-4. 大規模な 火災対策			本部活動 統制T	救助・消 火活動T							～3時 間	
	21-5. 関係機関 への応援要請			本部活動 統制T								～3時 間	
	21-6. 林野火災 対策			本部活動 統制T	救助・消 火活動T							～3時 間	

節	業務	担当チーム/課									開始 目標 時間	
		各部	指揮 調整部	対策 立案部	応急 救助 活動部	応急 復旧 活動部	被災者支 援部	生活 再建 支援部	教育・ 子ども 支援部	担当課		
	21-7. 関係機関 への応援要請			本部活動 統制T		土木施設 復旧T						～3時 間
	21-8. 高圧ガス 災害対策			本部活動 統制T	救助・消 火活動T							～3時 間
	21-9. 火薬類災 害対策			本部活動 統制T	救助・消 火活動T							～3時 間
	21-10. 有害ガス 等災害対策				救助・消 火活動T							～3時 間
	21-11. 集団事故 災害対策			本部活動 統制T	救助・消 火活動T 医療救護 活動T							～3時 間
	21-12. 危険物・ 毒物・劇物対策				救助・消 火活動T							～3時 間
	21-13. 埋没不発 弾等の処理対応	各チーム		本部活動 統制T								～3時 間
	21-14. 「偶発的 発見不発弾」等 の処理対策			本部活動 統制T								～3時 間
	21-15. 原子力事 故災害対策			本部活動 統制T 後方支援 T			保健活動 T 環境衛生 T 物資拠点 運営T	住宅支援 T				～3時 間
第22節 総合相談 窓口業務	22-1. 市民から の問い合わせに 対する回答			本部活動 統制T				総合相談 窓口T				発災前
	22-2. 安否情報 照会への回答							総合相談 窓口T				～24 時間
第23節 災害復興	23-1. 災害復興 計画の策定			本部活動 統制T								～1か 月
	23-2. 災害復興 事業の実施			本部活動 統制T								～1か 月

第3節 部別・チーム別業務一覧

※自身が所属する部・チームは、P.1~を参照

部	NO.	チーム	節	項	頁
各部	-	各チーム	第1節 災害対策本部の組織・運営	1-1. 防災体制の確立	28
				1-2. 災害対策本部の設置	32
				1-3. 災害対策本部の運営	36
			第3節 被害情報の収集	3-1. 被害情報の収集	39
			第21節 特殊災害対策	21-13. 埋没不発弾等の処理対応	132
指揮調整部	0	指揮者（本部長）	第1節 災害対策本部の組織・運営	1-4. 現地対策本部の設置	37
			第6節 広報活動	6-1. 市民への広報	60
		広報官（副本部長）		6-2. 報道機関に対する情報発表	61
対策立案部	1	本部活動統制 T	第1節 災害対策本部の組織・運営	1-1. 防災体制の確立	28
				1-2. 災害対策本部の設置	32
				1-3. 災害対策本部の運営	36
			第2節 通信の確保	2-1. 通信手段の確保	38
			第3節 被害情報の収集	3-1. 被害情報の収集	39
			第4節 災害情報の伝達	4-1. 気象情報等の収集・伝達	41
				4-2. 津波警報等の伝達	44
				4-3. 避難指示等の発令	45
				4-4. 被害情報の報告	50
				4-5. 災害救助法の適用申請	52
			第5節 応援の受入れ	5-1. 応援要請の方針検討	54
				5-6. 自衛隊の災害派遣要請要求	57
			第6節 広報活動	6-1. 市民への広報	60
				6-2. 報道機関に対する情報発表	61
				6-3. 帰宅困難者への対応	61
			第8節 緊急輸送活動	8-2. 輸送拠点等の確保	70
				8-3. 交通の確保	71
			第9節 避難所等、被災者の生活対策	9-1. 避難所の開設	74
			第10節 要配慮者対策	10-1. 災害発生時の支援	79
			第13節 公共インフラ被害の応急処置等	13-4. 水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置	92
				13-5. 公共土木施設の応急対策	93
				13-6. 災害復旧事業の実施	95
				13-7. 財源の確保	98
			第16節 被害認定調査、罹災証明の発行	16-1. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成	106
			第18節 生活再建支援	18-8. 社会秩序の維持	117
			第20節 廃棄物処理	20-3. 漂流油による沿岸汚染対策	121
第21節 特殊災害対策	21-1. 火災発生状況の把握	124			
	21-4. 大規模な火災対策	125			
	21-5. 関係機関への応援要請	126			
	21-6. 林野火災対策	127			
	21-7. 関係機関への応援要請	128			
	21-8. 高圧ガス災害対策	128			

部	NO.	チーム	節	項	頁		
				21-9. 火災類災害対策	130		
				21-11. 集団事故災害対策	131		
				21-13. 埋没不発弾等の処理対応	132		
				21-14. 「偶発的発見不発弾」等の処理対策	133		
				21-15. 原子力事故災害対策	134		
			第22節 総合相談窓口業務	22-1. 市民からの問い合わせに対する回答	135		
			第23節 災害復興	23-1. 災害復興計画の策定	137		
				23-2. 災害復興事業の実施	137		
			2	後方支援 T	第1節 災害対策本部の組織・運営	1-1. 防災体制の確立	28
						1-2. 災害対策本部の設置	32
						1-3. 災害対策本部の運営	36
	第5節 応援の受入れ	5-2. 県または他市町村への応援要請			55		
		5-3. 技術者、技能者及び応急活動要員等の確保			56		
		5-4. 民間団体の活用			56		
		5-5. 応援の受入れ			57		
		5-6. 自衛隊の災害派遣要請要求			57		
		5-7. 派遣部隊の受入れ			59		
		5-8. 派遣部隊の撤収要請			59		
		第7節 救助・救急活動			7-2. 行方不明者の捜索	63	
	7-6. 惨事ストレス対策				65		
	第8節 緊急輸送活動	8-1. 輸送手段の確保			69		
		8-4. 緊急輸送の実施			72		
	第9節 避難所等、被災者の生活対策	9-1. 避難所の開設			74		
第11節 物資等の輸送、供給対策	11-1. 食料・生活必需品等の調達	85					
	11-2. 食料・生活必需品等の供給	86					
	11-3. 炊き出しの実施	86					
第12節 ボランティアとの協働活動	12-1. 災害ボランティアセンターの設置・運営支援	89					
	12-2. ボランティア活動の全体像の把握	90					
第21節 特殊災害対策	21-15. 原子力事故災害対策	134					
3	財務会計 T	第4節 災害情報の伝達			4-5. 災害救助法の適用申請	52	
		第5節 応援の受入れ	5-8. 派遣部隊の撤収要請	59			
		第13節 公共インフラ被害の応急処置等	13-7. 財源の確保	98			
		第18節 生活再建支援	18-6. 義援金の受付・配分	116			
			18-7. 義援品の受付・配分	116			
応急救助活動部	4	救助・消火活動 T	第7節 救助・救急活動	7-1. 救出救助活動	62		
				7-2. 行方不明者の捜索	63		
				7-5. 後方搬送	65		
			第8節 緊急輸送活動	8-2. 輸送拠点等の確保	70		
				8-4. 緊急輸送の実施	72		
			第13節 公共インフラ被害の応急処置等	13-1. 水防活動	91		
				13-2. 土砂災害警戒活動	92		
				13-3. 海岸線の巡回	92		
			第20節 廃棄物処理	20-3. 漂流油による沿岸汚染対策	121		
			第21節 特殊災害対策	21-1. 火災発生状況の把握	124		
				21-2. 消火活動	124		

部	NO.	チーム	節	項	頁
				21-3. 危険物施設等の二次災害防止	125
				21-4. 大規模な火災対策	125
				21-6. 林野火災対策	127
				21-8. 高圧ガス災害対策	128
				21-9. 火薬類災害対策	130
				21-10. 有害ガス等災害対策	130
				21-11. 集団事故災害対策	131
				21-12. 危険物・毒物・劇物対策	132
	5	医療救護活動 T	第7節 救助・救急活動	7-3. 救護所及び避難所救護センターの設置・運営	64
				7-4. 医薬品等の確保	65
			第21節 特殊災害対策	21-11. 集団事故災害対策	131
	6	遺体対応 T	第7節 救助・救急活動	7-7. 遺体の処理	66
			7-8. 遺体の埋葬	68	
応急復旧活動部	7	土木施設復旧 T	第8節 緊急輸送活動	8-3. 交通の確保	71
			第13節 公共インフラ被害の応急処置等	13-2. 土砂災害警戒活動	92
				13-3. 海岸線の巡回	92
				13-4. 水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置	92
				13-5. 公共土木施設の応急対策	93
			第21節 特殊災害対策	21-7. 関係機関への応援要請	128
	8	上下水道施設 T	第11節 物資等の輸送、供給対策	11-4. 給水活動	87
				11-5. 水道施設の応急復旧	88
11-6. 下水道施設の応急復旧				88	
被災者支援部	9	避難者支援 T	第4節 災害情報の伝達	4-3. 避難指示等の発令	45
			第6節 広報活動	6-3. 帰宅困難者への対応	61
			第9節 避難所等、被災者の生活対策	9-1. 避難所の開設	74
				9-2. 避難所の運営	75
				9-3. 避難所の閉鎖	78
			第10節 要配慮者対策	10-1. 災害発生時の支援	79
				10-2. 避難所における支援	82
			10	要配慮者支援 T	第9節 避難所等、被災者の生活対策
	9-3. 避難所の閉鎖	78			
	第10節 要配慮者対策	10-1. 災害発生時の支援			
		10-2. 避難所における支援			82
		10-3. 福祉避難所等の確保			83
	10-4. 福祉避難所の運営	84			
	11	保健活動 T	第19節 保健衛生・防疫対策	19-2. 被災者の健康管理	119
			第21節 特殊災害対策	21-15. 原子力事故災害対策	134
				12	環境衛生 T
	第17節 応急仮設住宅等	17-5. ベット対策	111		
第19節 保健衛生・防疫対策	19-1. 防疫活動	118			
第20節 廃棄物処理	20-1. し尿の処理	120			
	20-2. 生活ごみの処理	121			
	20-4. 災害廃棄物の処理	122			
		第21節 特殊災害対策	21-15. 原子力事故災害対策	134	

部	NO.	チーム	節	項	頁
	13	物資拠点運営 T	第 8 節 緊急輸送活動	8-1. 輸送手段の確保	69
				8-2. 輸送拠点等の確保	70
			第 11 節 物資等の輸送、供給対策	11-1. 食料・生活必需品等の調達	85
				11-2. 食料・生活必需品等の供給	86
				11-3. 炊き出しの実施	86
第 21 節 特殊災害対策	21-15. 原子力事故災害対策	134			
生活再建支援部	14	住宅支援 T	第 10 節 要配慮者対策	10-1. 災害発生時の支援	79
			第 15 節 建物、宅地の応急危険度判定	15-1. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定	105
			第 17 節 応急仮設住宅等	17-1. 応急仮設住宅の供与	108
				17-2. 住宅の応急修理	109
				17-3. 住宅等に流入した障害物の除去	110
				17-4. 住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導	110
	第 21 節 特殊災害対策	21-15. 原子力事故災害対策	134		
	15	罹災証明発行 T	第 16 節 被害認定調査、罹災証明の発行	16-1. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成	106
			第 18 節 生活再建支援	18-5. 被災者の生活再建支援	115
	16	総合相談窓口 T	第 22 節 総合相談窓口業務	22-1. 市民からの問い合わせに対する回答	135
22-2. 安否情報照会への回答				135	
教育・子ども支援部	17	学校・子ども支援 T	第 9 節 避難所等、被災者の生活対策	9-2. 避難所の運営	75
				9-3. 避難所の閉鎖	78
			第 10 節 要配慮者対策	10-2. 避難所における支援	82
			第 14 節 文教施設対策	14-1. 学校等における避難	101
				14-3. 応急教育の実施	102
				14-4. 社会教育施設の応急対策	103
	14-5. 文化財の応急対策	103			
	14-6. 学校の再開	104			
	18	保育所・子ども支援 T	第 9 節 避難所等、被災者の生活対策	9-2. 避難所の運営	75
				9-3. 避難所の閉鎖	78
第 10 節 要配慮者対策			10-2. 避難所における支援	82	
第 14 節 文教施設対策			14-1. 学校等における避難	101	
	14-2. 応急保育の実施	101			
-	生涯学習課	第 14 節 文教施設対策	14-3. 応急教育の実施	102	
			14-4. 社会教育施設の応急対策	103	
			14-5. 文化財の応急対策	103	
			14-6. 学校の再開	104	
-	商工観光課	第 18 節 生活再建支援	18-4. 中小企業の再建資金の相談・斡旋	114	
			18-1. 農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋	112	
-	農林水産課	第 18 節 生活再建支援	18-2. 農林水産業者への指導、助言	113	
			18-3. 家畜の保護	113	

第2章 危機対応の実施項目

第1節 災害対策本部の組織・運営

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	防災体制の確立	[災害対策本部事務局] No.1 本部活動統制 T No.2 後方支援 T 各チーム (参集職員)							
1-2	災害対策本部の設置	[災害対策本部会議] [災害対策本部事務局] No.1 本部活動統制 T No.2 後方支援 T 各チーム							
1-3	災害対策本部の運営	[災害対策本部会議] [災害対策本部事務局] No.1 本部活動統制 T No.2 後方支援 T 各チーム							
1-4	現地对策本部の設置	[災害対策本部会議] No.0 指揮者 (本部長)							

■ : 開始目標時間 ■ : 継続時間

1-1. 防災体制の確立

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各チーム (参集職員)	定められた配備基準に該当する場合、自主参集を行う。	参考 1 配備体制 参考 2 職員の配備基準
2	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	職員の参集状況を確認し、本部活動統制 T に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>		未参集の職員に電話やスマートフォン等の携帯電話、無線等を活用し、連絡を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	気象情報を収集し、災害対策本部の設置の必要性について検討する。	

参考 1 配備体制

配備体制	時期	概要	意思決定権者
準備体制 (レベル1)	防災気象情報等 を入手し、気象 状況の進展を見 守る段階	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課（連絡要員）を配備し、防災気象情報等の把握や気象台からの情報収集等に努める。 関係部署連絡会議（本部事務局・応急救助活動部・応急復旧活動部）を開催し、警戒体制へ適切に移行できる準備を要請する。 	—
準備体制 (レベル2)	警戒レベル3 高 齢者等避難の発 令を検討する段 階	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課長の指揮の下、高齢者等避難の発令の必要性を判断できる体制とする。 本部事務局は、防災気象情報の収集・分析及び迅速な被害情報の収集を実施できる体制とする。 応急救助活動部・応急復旧活動部は短時間降雨による被害に備える体制とする。 教育・子ども支援部は、休校・休園等の判断のできる体制とする。 	危機管理 課長
災害対策本部 体制 (レベル3)	警戒レベル3 高 齢者等避難を発 令する段階 警戒レベル4 避 難指示の発令を 検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> 市長以下本部会議員により、災害対策本部会議を開催できる体制とする。 警戒レベル3（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル4（避難指示）の発令を判断できる体制とする。 事前避難所の開設を行うことのできる体制とする。 被災者支援部に対し、即応体制を要請する。 	市長
災害対策本部 体制 (レベル4)	警戒レベル4 避 難指示を発令す る段階	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の指示により、応急対策活動及び被災者支援活動を実施できる体制とする。 警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル5（緊急安全確保）を発令できる体制とする。 	市長
災害対策本部 体制 (レベル5)	警戒レベル5 緊 急安全確保を発 令する段階	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害発生を想定し、災害対策本部の全機能をあげて応急対策活動を実施できる体制とする。 生活再建支援部は、発生した災害の規模により生活再建に必要な活動の準備を実施できる体制とする。 警戒レベル5 緊急安全確保を発令できる体制とする。 	市長

参考 2 職員の配備基準

体制	時期	配備要員	配備基準
準備体制 レベル 1	防災気象情報等 を入手し、気象 状況の進展を見 守る段階	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 (連絡要員) 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれたとき。 戸原波高観測所の有義波高が5mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。 その他、危機管理課長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南国市で震度3を観測したとき。
準備体制 レベル 2	警戒レベル3高 齢者等避難の発 令を検討する段 階	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課 (全員) 危機管理課を 除く本部事務 局・応急救助活 動部・応急復旧 活動部・教育・ 子ども支援部 のうち必要人 員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報が発表され、災害発生の危険が予想されるとき。 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれたとき。 高知県による土砂災害危険度情報がレベル2となったとき。 高知地方気象台による「大雨に関する高知県気象情報」または高松地方気象台による「大雨に関する四国地方気象情報」で線状降水帯発生の可能性が言及されたとき。 南国市に設置される雨量観測所で時間雨量30mm以上が観測されたとき。 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市域にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市域に接近することが見込まれるとき。 大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき。 その他、市長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際の震度に関わらず高知県中部を対象に緊急地震速報が発表された場合

体制	時期	配備要員	配備基準
災害対策本部体制レベル3	警戒レベル3 高齢者等避難を発令する段階 警戒レベル4 避難指示の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議員 事前避難所開設要員 被災者支援部のうち必要人員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えることが確実となったとき。高知県による土砂災害危険度情報がレベル3となったとき。 高知地方気象台により「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。 台風情報で台風の暴風域が12時間以内に市域にかかることが予想される時。 戸原波高観測所の有義波高が6mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。 重大な事故災害が発生したとき。 その他、市長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県中部に震度4又は5弱の地震が発生したとき。 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 その他、市長が必要と判断したとき。
災害対策本部体制レベル4	警戒レベル4 避難指示を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局・応急救助活動部・応急復旧活動部・被災者支援部においてさらに必要と認められる人員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき。 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 高知県による土砂災害危険度情報がレベル4となったとき。 高知地方気象台による「顕著な大雨に関する高知県気象情報」または高松地方気象台による「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」が発表されたとき。 戸原波高観測所の有義波高が8mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。 指定河川（物部川、国分川）及び下田川の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えることが確実となったとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と判断したとき。

体制	時期	配備要員	配備基準
災害対策本部体制 レベル5	警戒レベル5 緊急安全確保を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> 災害の規模に応じて災害対策本部の全機能に必要な人員 【地震・津波】の場合は全職員 	<p>【風水害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨に関する特別警報が発表されたとき。 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき。 その他、市長が必要と判断したとき。 <p>【地震・津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知県中部に震度5強以上の地震が発生したとき。予報区「高知県」に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき。 その他、市長が必要と判断したとき。

1-2. 災害対策本部の設置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
災害対策本部の設置準備（突発的に大規模な災害が発生した場合など）				
1	<input type="checkbox"/>	各チーム	来庁者及び職員の安全を確保する。（勤務時間内の場合）	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	庁舎の被害状況を確認し、記録する。	
3	<input type="checkbox"/>		危険箇所について立入禁止の措置を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		本部設置場所の使用可否を確認する。使用不可能な場合は、代替場所への本部設置準備を行う。	参考 3 災害対策本部の設置場所
職員の動員（勤務時間内）				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	庁内放送又は庁内電話により職員に対して、状況に応じた体制の動員を図るよう伝達する。	
2	<input type="checkbox"/>		庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、口頭により各部長に動員の伝達をする。	
3	<input type="checkbox"/>		庁舎から離れて勤務をしている職員については、電話、無線、使送等により伝達をする。	
職員の動員（勤務時間外）				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	必要に応じて電話等により動員伝達する。ただし通信が不可能な場合は、あらかじめ定められている基準に従い、職員自ら自発的に登庁する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
2	<input type="checkbox"/>		参集指示を受けた職員は、それぞれの参集場所へ参集する。 ※最小限の配備職員は自主参集する。	
3	<input type="checkbox"/>		参集後、参集完了の入力を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		配備職員を決定し、参集指示を行う。	
5	<input type="checkbox"/>		職員の参集状況を確認し、本部活動統制 T に報告する。	
6	<input type="checkbox"/>		未参集の職員に電話連絡を行う。	
災害対策本部の設置				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う。	参考 4 災害対策本部の判断設置の基準 参考 5 災害対策本部の自動設置の基準 参考 6 災害対策本部の標識板・腕章
2	<input type="checkbox"/>	災害対策本部会議	災害対策本部の看板を設置する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	停電等により電力の供給がない場合は、発電機などを利用し電力を確保する。(燃料も確保する)	
4	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	災害対策本部の設置を県及び関係機関に報告する。	
5	<input type="checkbox"/>		災害対策本部の設置を市民に広報する。	
連絡会議の設置				
1	<input type="checkbox"/>	各チーム	応急対策を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に必要な事項を決定する連絡会議を設置する。	
災害対策本部の解散				
1	<input type="checkbox"/>	No.0 指揮者 (本部長)	災害応急対策がおおむね完了したとき、又はその他本部長が必要なしと認めたときは、本部会議で状況判断し解散を決定する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市災害対策本部の解散を速やかに関係団体等に対し通報するとともに、報道機関を通じ市民に公表する。	

参考 3 災害対策本部の設置場所

- 庁舎が機能している場合 : 市庁舎4階大会議室
- 庁舎が被災した場合 : 消防本部3階

参考 4 災害対策本部の判断設置の基準

区分	情報種別	設置基準
風水害	気象情報	<ul style="list-style-type: none"> • 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 • 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。
	洪水	<ul style="list-style-type: none"> • 指定河川（物部川、国分川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えることが確実となったとき。
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> • 高知県による土砂災害危険度情報がレベル3となったとき。
	大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> • 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
	線状降水帯	<ul style="list-style-type: none"> • 高知地方気象台により「顕著な大雨に関する高知県気象情報」が発表されたとき。
	高波（波浪）	<ul style="list-style-type: none"> • 戸原波高観測所の有義波高が6mを超え、さらに波高の上昇が見込まれるとき。
	台風	<ul style="list-style-type: none"> • 台風情報で台風の暴風域が12時間以内に市域にかかることが予想されるとき。
地震・津波	地震	<ul style="list-style-type: none"> • 高知県中部に震度4又は5弱の地震が発生したとき。
	津波	<ul style="list-style-type: none"> • 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき。
	南海トラフ臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> • 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
その他		<ul style="list-style-type: none"> • 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測される時。 • 災害救助法が適用される災害が発生したとき。 • その他、市長が必要と判断したとき。

参考 5 災害対策本部の自動設置の基準

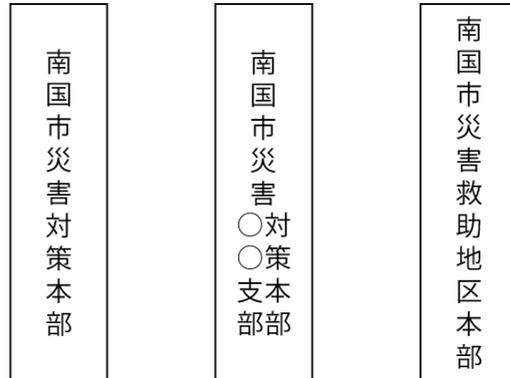
下記の状況が確認された場合は、災害対策本部を自動的に設置し、全職員を動員する。

- 高知県中部に震度5強以上の地震が発生した場合（※県計画は5強以上）
- 高知県に津波警報・大津波警報が発表された場合
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合（※県計画参照）

参考 6 災害対策本部の標識板・腕章

1. 標識板

災害対策本部、支部の設置を示すために下図の標識板をそれぞれの場所に設置する。



2. 腕章（色は白地に黒字で赤帯）

本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは下図に示す腕章を着用する。

ア 本部長用



イ 副本部長用



ウ 各部署長用



エ 各班長用



オ その他職員用



カ 災害調査協力員用



1-3. 災害対策本部の運営

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
本部会議の開催				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う。	参考 7 本部会議の所掌事務
2	<input type="checkbox"/>	災害対策本部会議	本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する。	参考 8 災害対策本部の職務
災害対応指示				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内の各チームに対応を指示する。	
2	<input type="checkbox"/>		本部活動統制 T から伝達される本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内の各チームに対応を指示する。	
活動状況報告				
1	<input type="checkbox"/>	各チーム	所属するチームの活動状況を本部活動統制 T に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	各チームの活動状況をとりまとめ、本部会議に伝達する。	
人員調整				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	職員の参集状況及び安否状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う。	
関係機関への連絡				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	県、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する。	

参考 7 本部会議の所掌事務

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	消防長・教育長・各所属長・関係機関リエゾン
所掌事務	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報 ・各対策部の配備体制 ・緊急措置事項 <p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・災害対策活動方針の決定に関する事。 ・避難の指示等、警戒区域の指定に関する事。 ・自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事。 ・救助法の適用に関する事。 ・その他災害対策の重要事項に関する事。

参考 8 災害対策本部の職務

<ul style="list-style-type: none"> ・本部の配備体制の切り替え及び解散に関する事。 ・避難指示等および警戒区域の設定に関する事。 ・自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関する事。 ・災害対策経費の処理に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・市民向けの声明の発表に関する事。 ・国、県等への要望及び陳情に関する事。 ・その他災害対策の重要事項に関する事。
--

1-4. 現地对策本部の設置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.0 指揮者（本部長）	<p>下記の基準を満たす場合、現地对策本部長を指名し、現地对策本部を設置する。</p> <p>〔設置場所〕災害現場近くの公共施設及び空地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき ・土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の指示等の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき 	

第2節 通信の確保

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	通信手段の確保	No.1 本部活動統制 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

2-1. 通信手段の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市防災行政無線、県防災行政無線、災害対策用通信機器の被害状況を確認し、通信回線の疎通を確認する。	参考 9 非常時の通信手段の確保
2	<input type="checkbox"/>		電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する。	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する。	
4	<input type="checkbox"/>		通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	

参考 9 非常時の通信手段の確保

- (1) 有線通話が可能なとき
 - 電話回線の混乱を避けるため次の通信手段による。
 - ・高知県防災行政無線回線（地上系・移動系）を優先使用する。
 - ・災害時優先電話を利用する。
 - ・携帯電話、自動車電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行う。
- (2) 自機関の電話が利用できないとき
 - ・他機関の専用電話を利用することができる。
- (3) 有線通信が途絶し利用できないとき
 - ・他機関の有する無線通信施設を利用することができる。
 - ・非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る）
- (4) 被災現地で活動するとき
 - ・同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用する。

第3節 被害情報の収集

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	被害情報の収集	No.1 本部活動統制 T 各チーム							

■：開始目標時間 ■：継続時間

3-1. 被害情報の収集

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
被害情報の収集				
1	<input type="checkbox"/>	各チーム	【参集途上に目撃した被害情報】 各職員は、参集途上に目撃した被害情報等を所属するチームリーダーに報告する。 リーダーは、職員から報告される被害情報等を集約し、本部活動統制 T に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>		【各チーム所管施設等の被害情報】 分掌事務に従って各チームの所管する被害状況を調査し、本部活動統制 T に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	【市民からの通報】 市民から寄せられる被害情報等を受け取る。 ※必要に応じて、担当部局に現地確認を依頼する。	
4	<input type="checkbox"/>	各チーム	【関係機関から伝達される被害情報】 各チームの所管する分掌事務に関する被害情報を本部活動統制 T に伝達する。	
被害情報の集約、本部への報告				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	各チームから報告される被害情報を整理する。 ※被害の位置、状況を大判の地図に書き込む。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
2	<input type="checkbox"/>		被害情報を本部に報告する。 ※本部活動統制 T が本部会議に参加して報告する。	

第4節 災害情報の伝達

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安					
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月
4-1	気象情報等の収集・伝達	No.1 本部活動統制 T						
4-2	津波警報等の伝達	No.1 本部活動統制 T						
4-3	避難指示等の発令	[災害対策本部会議] No.1 本部活動統制 T No.9 避難者支援 T						
4-4	被害情報の報告	No.1 本部活動統制 T						
4-5	災害救助法の適用申請	No.1 本部活動統制 T No.3 財務会計 T						

■：開始目標時間 ■：継続時間

4-1. 気象情報等の収集・伝達

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	テレビ、インターネットにより、気象情報を収集する。	参考 10 津波警報・注意報の種類 参考 11 津波情報 参考 12 津波予報 参考 13 南海トラフ地震臨時情報
2	<input type="checkbox"/>		県から伝達される気象情報を受領する。	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、収集・受領した気象情報を市民に広報する。	
4	<input type="checkbox"/>		気象・地震等に関する情報の伝達をマスコミ等に依頼する。	
5	<input type="checkbox"/>		気象・地震等に関する情報をホームページ及び防災行政無線で伝達する。	
6	<input type="checkbox"/>		警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。	

参考 10 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) 10m (5m<予想される津波の最大波の高さ \leq 10m) 5m (3m<予想される津波の最大波の高さ \leq 5m)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ \leq 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m \leq 予想される津波の最大波の高さ \leq 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

参考 11 津波情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)が発表される。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さが発表される。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さが津波予報区単位で発表される。

*この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

参考 12 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報で発表される（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨が地震情報に含めて発表される）。

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨が発表される。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨が発表される。

参考 13 南海トラフ地震臨時情報

種類	内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生し、南海トラフ地震との関連について調査を開始する場合 ・想定震源域内のプレート境界通常と異なるゆっくりすべり等が発生している可能性がある場合など、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ・想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード*8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内で、モーメントマグニチュード*7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内でのプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<ul style="list-style-type: none"> ・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※モーメントマグニチュードとは、断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

4-2. 津波警報等の伝達

※津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無線等により市民に周知する。	参考 14 津波警報等の伝達時の留意事項 参考 15 津波警報等の種類ととるべき行動等
2	<input type="checkbox"/>		漁業協同組合へ連絡する。	

参考 14 津波警報等の伝達時の留意事項

- 津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

参考 15 津波警報等の種類ととるべき行動等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

4-3. 避難指示等の発令

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
避難指示等の発令				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	避難指示等の発令に必要な情報を収集・整理する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、県、指定行政機関または指定地方行政機関に助言を求める。	
3	<input type="checkbox"/>		避難指示等の種類、発令対象地域、開設する指定緊急避難場所等を検討し、本部長に具申する。 ※災害対策本部設置前の段階では、危機管理課長に具申	
4	<input type="checkbox"/>		本部長の判断を受け、以下の方法により避難指示等を伝達する。 ・防災行政無線 ・広報車 ・テレビ・ラジオによる報道 ・エリアメール	参考 16 避難指示等の発令基準 参考 17 避難指示等発令時の伝達事項 参考 18 避難指示等発令時の避難行動
指定緊急避難場所の開設				
1	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T	避難指示等の発令に先立ち、開設が必要な指定緊急避難場所の開設担当者との連絡をとる。 ※高齢者等避難発令の場合は自主避難所を開設	
2	<input type="checkbox"/>		指定緊急避難場所の開設担当者に開設を指示する。 ※高齢者等避難発令の場合は自主避難所を開設	
3	<input type="checkbox"/>		指定緊急避難場所の開設状況及び避難者数を整理する。	参考 19 避難所の開設準備

参考 16 避難指示等の発令基準

【洪水】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 物部川の深淵観測所、国分川の三島観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき。 物部川の深淵観測所、国分川の三島観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれがあるとき。 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき。 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 物部川の深淵観測所、国分川の三島観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき。 物部川の深淵観測所、国分川の三島観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。 その他河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき。 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したとき。 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物部川の深淵観測所、国分川の三島観測所の水位が氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達したとき。 その他河川の水位が堤防高に到達したとき。 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき。 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 物部川において氾濫発生情報が発表されたとき。

区分	発令基準
	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき（氾濫の発生が把握できたとき）。 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき。

【土砂災害】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となったとき。 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となったとき。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき。 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生が確認されたとき。

【高潮・波浪】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）。 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれるとき。 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（夕刻時点で発令）。 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される時など）（夕刻時点で発令）。 「波浪警報」が発表され、有義波高が 8.0m に達し、さらに波高の上昇が予想される時。 水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報が発表されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門、陸閘等の異常が確認されたとき。 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等が倒壊したとき。 異常な越波・越流が発生したとき。 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表されたとき。

【津波】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令しない。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（事前避難対象地域以外） <p>【遠地地震のときの避難情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する時がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

区分	発令基準
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> • 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる）。 • 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。 • 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（事前避難対象地域）。
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的に発令しない。

参考 17 避難指示等発令時の伝達事項

- 発令者
- 警戒レベル
- 避難対象地域
- 避難指示等、警戒区域の設定の理由
- 避難の日時、避難先及び避難経路
- とるべき行動
- 避難における留意事項など

参考 18 避難指示等発令時の避難行動

- 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「屋内安全確保」を行うことや、「緊急安全確保」を行うべきことについて周知に努める。

参考 19 避難所の開設準備

避難所運営担当者を中心に、速やかに以下の手順を実施する。原則として、開設準備完了まで、避難者は施設敷地に留まり、建物への立入りは行わないものとする。

- 開設指示の確認
- 開設準備への協力要請
- 施設の安全確認
- 避難所運営用設備等の確認
- 避難者の安全確認
- 機材・物資の確認
- 居住区域グループの編成
- 避難所スペース等の確認
- 利用室内の整理・清掃
- 受付設置
- 避難所看板

4-4. 被害情報の報告

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制T	【災害概況即報】 災害発生後、被害の概要を把握した段階で可能な限り早く、県へ第1報を行う。	参考 20 報告の区分 参考 21 報告すべき災害の範囲
2	<input type="checkbox"/>		【被害状況報告】 被害状況や避難に関する状況等を整理し、県（危機管理・防災課）に報告する。 ※1日1回以上	
3	<input type="checkbox"/>		【事業別被害報告】 各事業の所管部局から、県所管部局への事業別被害報告を行う。	参考 22 被害状況の報告内容 参考 23 被害情報の報告窓口

参考 20 報告の区分

区分	内容
即報	報告すべき災害等を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。
確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内に県を経て消防庁へ報告する。

参考 21 報告すべき災害の範囲

- 救助法の適用基準に合致するもの。
- 市が災害対策本部を設置したもの。
- 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。
- 地震が発生し、市の区域内で震度4以上を記録したもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

参考 22 被害状況の報告内容

被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取り扱う。

- ① 災害報告取扱要領
- ② 火災・災害等即報要領

報告先	内容
県	災害に関する各種情報※1) について、県に報告を行う。
	区域内で震度4以上を記録した場合、火災・災害等即報要領の即報基準により覚知後30分以内で可能な限り早く県に被害状況の第1報を報告する。
県及び消防庁	区域内で震度5強以上を記録した場合、火災・災害等即報要領の直接即報基準により覚知後30分以内で可能な限り早く県及び消防庁に被害状況の第1報を報告する。
	通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。この場合、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。
共通	第2報以後は、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。
	報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。
	応急活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

※1) 報告する情報の種類

<p>(1) 災害の概況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生場所 ・発生日時 ・災害種別 <p>(2) 被害の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害、住居被害など ・ライフラインの被害状況 ・通信施設、水門等の津波防災施設の被害状況 ・防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の被害状況 <p>(3) 応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援の必要性 ・災害対策本部の設置及び解散 ・消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。） ・実施した応急対策 <p>(4) その他必要な事項</p>
--

参考 23 被害情報の報告窓口

[高知県危機管理部]

区分 (平日・夜間共通)	種別	番 号
NTT 回線	T E L	088-823-9018
	F A X	088-823-9253
高知県防災行政無線 地上系	T E L	77-72-9018(県防)
	F A X	77-72-9253(県防)

[消防庁]

区分	種別	平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左 記 以 外 ※宿直室
NTT 回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	T E L	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

4-5. 災害救助法の適用申請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
災害救助法の適用申請				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	被害状況が災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、県に災害救助法の適用を申請する。	参考 24 災害救助法の概要 参考 25 災害救助法の適用基準
救助実施状況の把握				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	各チームの救助実施状況を把握し、救助の期間の延長が必要なときは、県にその旨を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	救助にかかった費用をとりまとめ、県に報告する。	

参考 24 災害救助法の概要

概要

救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。

実施機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

参考 25 災害救助法の適用基準

区分	適用基準
適用基準 1	市内で 60 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準 2	県内において住家が滅失した世帯の数が 1,000 世帯以上であって、市内で 30 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準 3	県内において住家が滅失した世帯の数が 5,000 世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したこと。
適用基準 4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

※滅失世帯数の基準は令和 2 年国勢調査の人口により算定

第5節 応援の受入れ

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
5-1	応援要請の方針検討	No.1 本部活動統制 T		■					
5-2	県または他市町村への応援要請	No.2 後方支援 T		■					
5-3	技術者、技能者及び応急活動要員等の確保	No.2 後方支援 T		■					
5-4	民間団体の活用	No.2 後方支援 T		■					
5-5	応援の受入れ	No.2 後方支援 T			■				
5-6	自衛隊の災害派遣要請要求	No.1 本部活動統制 T No.2 後方支援 T		■					
5-7	派遣部隊の受入れ	No.2 後方支援 T			■				
5-8	派遣部隊の撤収要請	No.2 後方支援 T No.3 財務会計 T						■	

■：開始目標時間 ■：継続時間

5-1. 応援要請の方針検討

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	各部における人員等の充足状況、応援の必要性等を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		応援が必要な場合、応援要請先、応援内容、応援期間等、応援要請の方針を決定する。	

5-2. 県または他市町村への応援要請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	県への応援要請は、所定の事項を示して行う。	参考 26 県及び協定市町村への応援要請 参考 27 職員の派遣及び派遣のあっせんの要請
2	<input type="checkbox"/>		他市町村への応援要請は、県への応援要請に準じて行う。 ※協定を締結している場合には、当該協定に従う。	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて消防（緊急消防援助隊）の派遣要請を行う。	

参考 26 県及び協定市町村への応援要請

項目	要請先	要請方法	応援要請に関する内容
応援の要請	高知県 協定市町村	文書 (緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援を必要とする職員の職種別人員数 ・応援を必要とする場所及び機関 ・その他職員の応援について必要な事項

参考 27 職員の派遣及び派遣のあっせんの要請

項目	要請先	要請方法	職員派遣に関する内容
職員の派遣要請	指定地方行政機関 指定公共機関	文書	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣を要請する理由 ・派遣を要請する職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他勤務条件 ・その他必要な事項
職員派遣のあっせん	国 高知県	文書	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣のあっせんを求める理由 ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他勤務条件 ・その他必要な事項

[資料編] 高知県内市町村災害時相互応援協定

[資料編] 宮城県岩沼市 高知県南国市 災害時相互応援協定

5-3. 技術者、技能者及び応急活動要員等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	技術者、技能者が不足する場合、以下の方法により確保する。 ・他の防災機関への応援要請 ・民間の技術者または技能者への協力要請 ・市のみでは確保できないときは、公共職業安定所への斡旋要請	
2	<input type="checkbox"/>		労務者が不足する場合、公共職業安定所または県に応急活動要員の確保を要請する。	

5-4. 民間団体の活用

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	必要に応じて、自主防災組織等の民間団体に協力を依頼する。	参考 28 民間団体の協力活動内容

参考 28 民間団体の協力活動内容

- ・災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- ・救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- ・被災者に対する炊出し、給水の奉仕
- ・被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- ・関係機関の行う被害調査、警報伝達の連絡

5-5. 応援の受入れ

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	各部における人的資源のニーズ及び応援職員の受入れ状況を把握し、応援職員の配置を検討する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、調整会議を開催し、応援職員の配置に関する庁内調整を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		応援職員用の以下のスペースの確保や、執務環境の整備を可能な範囲で行う。 ・執務スペース ・活動拠点における作業スペース ・待機・休憩スペース ・駐車スペース	
4	<input type="checkbox"/>		活動に必要な資機材を準備する。	
5	<input type="checkbox"/>		応援職員に対する食事及び炊事施設を確保する。	
6	<input type="checkbox"/>		応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、必要に応じて、宿泊場所の紹介または斡旋を行う。	

5-6. 自衛隊の災害派遣要請要求

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	自衛隊の災害派遣の必要性を検討する。	参考 29 災害派遣部隊の活動内容
2	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	災害派遣要請書に以下の事項を明示し、知事あてに提出する。 ・災害の状況及び派遣を必要とする理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣区域、活動内容、その他必要事項	※緊急の場合は、電話または口頭で行い、事後文書を提出する。
3	<input type="checkbox"/>		通信の途絶等により知事に要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第 50 普通科連隊に通知する。	参考 30 災害要請窓口
4	<input type="checkbox"/>		STEP3 の通知を行った場合、速やかに知事へ通知する。	

参考 29 災害派遣部隊の活動内容

項目	活動内容
被害の状況把握	車両、船舶、航空機等により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
交通規制	警察官が現場にいない場合、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの策定、運搬、積み込み等を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急医療、救護及び防疫、病虫防除の支援を行う。
通信支援	災害派遣任務の達成に支障をきさない限度における通信支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し給食、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸与及び譲与	被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安・除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

参考 30 災害要請窓口

機関名	電話番号	
	県防災行政無線	一般加入電話
高知県危機管理部	72-9018	088-823-9018
	80-640 (地上系 F A X)	088-823-9253 (F A X)
陸上自衛隊第 14 旅団 第 50 普通科連隊	31215-619	0887-55-3171
自衛隊高知地方協力本部	—	088-822-6128

5-7. 派遣部隊の受入れ

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	派遣部隊との連絡調整員を指名するとともに、派遣部隊側の連絡担当者を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		ヘリポートの準備を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設または野営施設を準備する。	
4	<input type="checkbox"/>		派遣部隊と協議して作業計画を作成する。	
5	<input type="checkbox"/>		必要な資機材を準備する。	
6	<input type="checkbox"/>		現場担当者を指名し、派遣部隊が活動する現地に立ち合わせる。	
7	<input type="checkbox"/>		派遣部隊の活動状況を把握する。	

5-8. 派遣部隊の撤収要請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	派遣部隊指揮官と協議し、派遣部隊の撤収時期等について検討する。	
2	<input type="checkbox"/>		以下の事項を明示し、知事に派遣部隊の撤収を要請する。 ・撤収日時 ・撤収要請の事由 ・その他	
3	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	市が負担する経費を精算する。	参考 31 市の経費負担

参考 31 市の経費負担

- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係るものを除く。）、水道料、電話、通信費等
- ・ 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の購入、借り上げ、修理費
- ・ 派遣部隊が救援活動に伴い発生した損害の補償（自衛隊装備品以外）
- ・ その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第6節 広報活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
6-1	市民への広報	広報官（副本部長） No.1 本部活動統制 T							
6-2	報道機関に対する情報発表	広報官（副本部長） No.1 本部活動統制 T							
6-3	帰宅困難者への対応	No.1 本部活動統制 T No.9 避難者支援 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

6-1. 市民への広報

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	広報官（副本部長） No.1 本部活動統制 T	各種手段を用いて市民への広報を行う。	参考 32 災害広報する内容（例示）

参考 32 災害広報する内容（例示）

項目	内容
被害状況	人的、物的被害 公共施設被害など
余震関連情報	気象庁の発表する余震に関する情報 余震による二次災害の危険性の注意喚起
安否情報	死亡者の情報
応急対策情報	応急対策の実施状況
生活情報	電気、電話、ガス、水道などの復旧状況 避難所情報
学校関連情報	学校等の被害の状況 児童生徒の安否 臨時休業、児童生徒の下校措置
住宅情報	仮設住宅 住宅復興制度
医療情報	診療可能施設 心のケア相談
福祉情報	救援物資 義援金 貸付制度

項目	内容
交通関連情報	交通規制 交通機関の状況
環境情報	災害ごみ
ボランティア情報	ボランティア活動情報
その他	融資制度 各種支援制度 各種相談窓口

6-2. 報道機関に対する情報発表

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	記者会見室を設営する。	
2	<input type="checkbox"/>	広報官（副本部長） No.1 本部活動統制 T	報道機関と協議し、放送発表時間などの広報ルールを定める。	
3	<input type="checkbox"/>	広報官（副本部長） No.1 本部活動統制 T	広報ルールに従うほか、災害の状況等に応じて適宜記者会見を行う。	

6-3. 帰宅困難者への対応

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	帰宅支援のため、交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報を広報する。	
2	<input type="checkbox"/>		事業所に対し、従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の供給、就寝場所の提供等の支援を指導する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T	店舗等の施設に対し、徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレの提供等の支援を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、避難所その他の施設を活用し、帰宅困難者の滞在場所を確保する。	

第7節 救助・救急活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
7-1	救出救助活動	No.4 救助・消火活動 T		■					
7-2	行方不明者の捜索	No.2 後方支援 T No.4 救助・消火活動 T		■					
7-3	救護所及び避難所救護センターの設置・運営	No.5 医療救護活動 T		■					
7-4	医薬品等の確保	No.5 医療救護活動 T		■					
7-5	後方搬送	No.4 救助・消火活動 T		■					
7-6	惨事ストレス対策	No.2 後方支援 T				■			
7-7	遺体の処理	No.6 遺体対応 T			■				
7-8	遺体の埋葬	No.6 遺体対応 T				■			

■：開始目標時間 ■：継続時間

7-1. 救出救助活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	救出に必要な人員を確保し、救助・消火活動 T を編成する。	
2	<input type="checkbox"/>		救出に必要な車両、船艇その他の資機材を確保する。 ※必要に応じて、災害対策本部を通じて事業者等から借り上げる。	
3	<input type="checkbox"/>		警察、海上保安部、自衛隊と協力して救出活動を行う。 ※必要に応じて、災害対策本部内に警察、海上保安部との調整の場を設け、相互の情報交換、捜索の地域分担を行う。	参考 33 救出対象者
4	<input type="checkbox"/>		救出された負傷者等への応急手当を行う。	
5	<input type="checkbox"/>		救出された負傷者等を近隣の救護所へ搬送する。	

参考 33 救出対象者

- 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合
 - ・ 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ・ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ・ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - ・ 山津波により生き埋めになったような場合
 - ・ 登山者が多数遭難したような場合
 - ・ 災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、または生存が明らかでない者。

7-2. 行方不明者の搜索

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	住民からの搜索依頼や安否確認情報から行方不明者の状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		救出に必要な人員を確保し、搜索担当 T を編成する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	搜索に必要な車両、船艇その他の資機材を確保する。 ※必要に応じて事業者等から借り上げる。	
4	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	警察と協力して搜索活動を行う。	
5	<input type="checkbox"/>		遺体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、県を通じて海上保安署、自衛隊による搜索を要請する。（後方支援 T に依頼）	
6	<input type="checkbox"/>		遺体が高市町に漂流または漂着していると考えられる場合は、当該市町に搜索を要請する。（後方支援 T に依頼）	
7	<input type="checkbox"/>		遺体を発見したときは速やかに収容する。	

7-3. 救護所及び避難所救護センターの設置・運営

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.5 医療救護活動 T	負傷者等発生状況を把握し、適切な場所に救護所及び避難所救護センターを設置する。 ※避難所救護センター：避難所に併設して被災者に医療を提供する施設	
2	<input type="checkbox"/>		救護所及び避難所救護センターの運営に必要な人員を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、土佐長岡郡医師会、JA 高知病院または県に対し、救護班の派遣を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>		救護所及び避難所救護センターの設置場所及びスタッフの概要等の情報を県に通知する。	
5	<input type="checkbox"/>		救護所及び避難所救護センターの設置について広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
6	<input type="checkbox"/>		救護所及び避難所救護センターの収容状況を把握する。	

7-4. 医薬品等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.5 医療救護活動 T	医薬品、医療・救急資機材、血液等の必要数を推定し、必要量を調達する。	
2	<input type="checkbox"/>		医薬品、医療・救急資機材、血液等が不足する場合は、県に調達を要請する。 (後方支援 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、医薬品等集積所の設置・管理を行う。	

7-5. 後方搬送

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	災害拠点病院等への搬送が必要な場合、救急車等で患者を搬送する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、県または緊急輸送関係機関に対し、車両、ヘリコプターによる救急搬送を要請する。	

7-6. 惨事ストレス対策

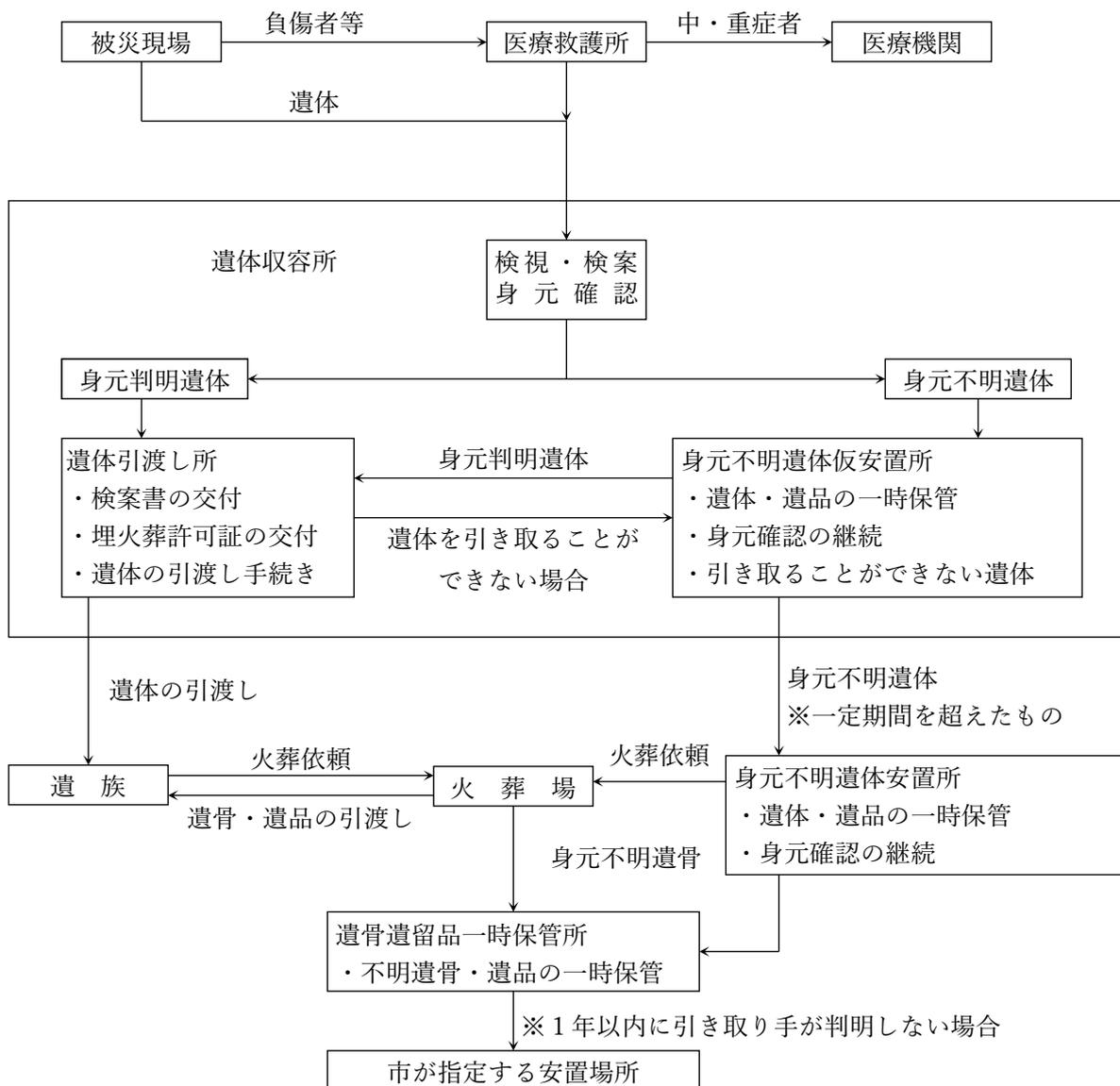
STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	救助・救急活動を実施する各機関を始め、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。	

7-7. 遺体の処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
安置所の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.6 遺体対応 T	遺体の収容所・安置所（寺院、市有施設等）を確保し、関係機関に周知する。	
2	<input type="checkbox"/>		遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。	
遺体の処理				
1	<input type="checkbox"/>	No.6 遺体対応 T	遺体の処理場所及び死体の一時保存に必要な物品（シート、棺、保存剤等）を確保する。（後方支援 T に依頼）	参考 34 遺体の収容・埋火葬の流れ
2	<input type="checkbox"/>		処理場所に遺体を受入れ、医師、警察が行う検視・検案に協力する。	
3	<input type="checkbox"/>		県等から派遣される救護班と協力して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		身元が判明している遺体を遺族に引き渡す。	
5	<input type="checkbox"/>		身元が判明しない遺体は、一時遺体安置所において埋葬までの間保存する。	
身元不明遺体の火葬				
1	<input type="checkbox"/>	No.6 遺体対応 T	本部長を身元引受人として、市が死体火葬許可証の発行手続きを行う。	
2	<input type="checkbox"/>		「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。	
3	<input type="checkbox"/>		安置所の閉鎖に伴い、身元不明者の遺骨・遺留品は、市に引き継ぐ。	
4	<input type="checkbox"/>		身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。	
漂流遺体の処理（身元が判明している場合）				
1	<input type="checkbox"/>	No.6 遺体対応 T	その遺族、親戚、縁者または災害発生地の市町に連絡して引取りを依頼する。	
2	<input type="checkbox"/>		被災市町等において引き取るいとまがない場合は、県に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。	

STEP	☑	チーム名	活動内容	備考
漂流遺体の処理（身元が判明しない場合）				
1	☐	No.6 遺体対応T	災害救助法を適用された被災市町から漂着したものと推定される場合は、当該市町に連絡して引取りを依頼する。	※遺品等があれば保管するとともに、遺体を撮影し記録として残しておく。
2	☐		被災市町等において引き取るいとまがない場合は、県に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。	
3	☐		災害救助法を適用された被災市町から漂着したものと推定できない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。	

参考 34 遺体の収容・埋火葬の流れ



7-8. 遺体の埋葬

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.6 遺体対応 T	火葬場の被災状況を把握し、市のみでは遺体の火葬を行うことができない場合、県に対し広域火葬の応援を要請する。(後方支援 T に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>		一定期間身元が判明しない遺体について、身元判明に必要な資料を保管した上で、火葬、埋葬を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		遺骨及び遺留品を保管する。	

第8節 緊急輸送活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
8-1	輸送手段の確保	No.2 後方支援 T No.13 物資拠点運営 T							
8-2	輸送拠点等の確保	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T No.13 物資拠点運営 T							
8-3	交通の確保	No.1 本部活動統制 T No.7 土木施設復旧 T							
8-4	緊急輸送の実施	No.2 後方支援 T No.4 救助・消火活動 T 市民							

■：開始目標時間 ■：継続時間

8-1. 輸送手段の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
食料・生活必需品等の輸送手段の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	輸送手段が不足する場合、以下の方法により関係機関が保有する輸送手段（車両等及び必要に応じて運転手）を借り上げる。 ・民間輸送業者の車両等 ・自衛隊の車両等	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、県、自衛隊等へ車両の応援を要請する。（後方支援 T に依頼）	
その他の輸送に係る輸送手段の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	保有する車両、船艇等の被災状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	輸送手段が不足する場合、以下の方法により関係機関が保有する輸送手段（車両等及び必要に応じて運転手）を借り上げる。 ・官公署及び公共団体の車両等 ・その他自家用車両等	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、県、自衛隊等へ車両の応援を要請する。（後方支援 T に依頼）	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
燃料の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	市内のガソリンスタンドの営業状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		市内のみでは燃料が確保できない場合、県に供給を要請する。(後方支援 T に依頼)	

8-2. 輸送拠点等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
物資輸送拠点の開設				
1	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	物資輸送拠点候補施設の被災状況や避難所としての利用状況等を考慮の上、開設する物資輸送拠点を決定する。	参考 35 物資輸送拠点
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、県立高校体育館等を借用する。	
3	<input type="checkbox"/>		物資輸送拠点の運営・管理を行う。	
ヘリポートの開設				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	ヘリポート開設場所を選定する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	ヘリポートの設営を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		着陸の際は、着陸帯から 20～30m 離れた風上側に誘導員を配置する。	

参考 35 物資輸送拠点

項目	内容
施設名称	北部地区防災備蓄倉庫
住所	南国市岡豊町八幡 978-1
屋内床面積	302 m ²

8-3. 交通の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.7 土木施設復旧 T	市が管理する道路の被災状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		市が管理する道路について、危険な状況を把握したときは、う回路を設定した上で、交通規制を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	交通規制の実施について警察その他の関係機関に伝達する。	※伝達事項 ・規制の対象、区間 ・期間 ・理由
4	<input type="checkbox"/>	No.7 土木施設復旧 T	警察及び他の道路管理者と協力し、市内の道路の通行可否を把握する。	
5	<input type="checkbox"/>		市が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命令する。 ※運転者等がない場合等は、自ら車両の移動等を行う。	

8-4. 緊急輸送の実施

※物資拠点運営 T が行う食料・生活必需品等の輸送については第2章/第11節/11-2 食料・生活必需品等の供給参照

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
緊急輸送の実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T No.4 救助・消火活動 T 市民	車両等の使用状況を管理する。	
2	<input type="checkbox"/>		所管する業務に係る輸送を実施する。	参考 36 緊急輸送の優先順位
3	<input type="checkbox"/>		輸送手段が必要な場合は車両を手配する。	
4	<input type="checkbox"/>		関係機関または事業者等に輸送を求める場合は、以下の事項を示して依頼する。 ・輸送区間 ・輸送期間 ・輸送対象 ・輸送台（隻）数	
5	<input type="checkbox"/>		ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、県または陸上自衛隊第50普通科連隊に要請する。	参考 37 ヘリコプターによる緊急輸送要請時の伝達事項
6	<input type="checkbox"/>		輸送を実施した場合、輸送記録簿に必要事項を記入し、輸送費関係支払い証拠書類とともに財務会計 T に提出する。	
緊急輸送車両の確認申請 ※県公安委員会が緊急通行車両の通行確保のための交通規制を行ったとき				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	緊急輸送に使用する車両について、県または公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。	
2	<input type="checkbox"/>		交付を受けた確認標章を、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付ける。	
3	<input type="checkbox"/>		緊急通行を終了したときは、直ちに確認標章及び確認証明書を返納する。	

参考 36 緊急輸送の優先順位

第1段階	第2段階	第3段階
<ul style="list-style-type: none"> 人命救助 被害の拡大防止 ライフライン復旧 負傷者の搬送 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階の続行 食料、水等の輸送 被災者の救出搬送 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 第1、2段階の続行 災害復旧 生活必需物資輸送

参考 37 ヘリコプターによる緊急輸送要請時の伝達事項

<ul style="list-style-type: none"> 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数等） 活動に必要な資機（器）材等 ヘリポート及び給油体制 要請者、現場責任者及び連絡方法 資機（器）材等の準備状況 気象状況 ヘリコプターの誘導方法 他のヘリコプターの活動状況 その他必要な事項

第9節 避難所等、被災者の生活対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
9-1	避難所の開設	No.1 本部活動統制 T No.2 後方支援 T No.9 避難者支援 T							
9-2	避難所の運営	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T No.12 環境衛生 T No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T							
9-3	避難所の閉鎖	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

9-1. 避難所の開設

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
避難所の開設				
1	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T	各避難所の担当職員（避難所責任者）を指名し、避難所の開設を指示する。	参考 38 野外施設開設に関する留意点
2	<input type="checkbox"/>		避難者、施設管理者と協力し、避難所の開設準備を行う。	参考 39 避難所の開設準備事項
3	<input type="checkbox"/>		開設準備完了後、避難者の受入れを開始する。	
4	<input type="checkbox"/>		避難者名簿を作成し、避難者数をチームリーダーに報告する。	
5	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	避難所の開設状況を県に報告する。	
6	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。	

参考 38 野外施設開設に関する留意点

野外施設の受け入れは、新たな避難所の開設又は応急仮設住宅が完成するまでの間とし、次の点に留意する。

- 野外受入施設の開設・運営・廃止については、避難所に準ずる。
- 開設エリアの衛生管理・火災防止等に配慮する。
- 野外施設資材（テント等）の不足する場合、災害対策本部は県に調達を依頼する。
- 開設した場合、災害対策本部は、県及び関係機関にその旨を報告する。

参考 39 避難所の開設準備事項

- 施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。
※安全性が欠ける場合、避難所運営支援チーム責任者に連絡し、代替施設に移転する。
- 必要に応じて、建物の応急危険度判定の実施を住宅支援 T に依頼する。
- 施設内部の危険箇所を確認し、危険箇所には立入禁止の表示を行う。
- 避難者受入れスペースの区分けを行う。
- その他、必要なスペース（要配慮者用スペース、救護スペースなど）を確保する。

9-2. 避難所の運営

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T	避難所運営スタッフを確保し、避難者を中心とした避難所運営組織を確立する。	
2	<input type="checkbox"/>		各避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資、避難所外避難者・要配慮者の情報等）を把握し、他のチームと連携して必要な支援を行う。	参考 40 避難所の運営内容 参考 41 避難所運営に関する留意事項 参考 42 女性に配慮した支援 参考 43 子育て家庭に配慮した支援
3	<input type="checkbox"/>		一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者を把握したときは、福祉避難所との連絡を行い、福祉避難所への入所について助言する。	
4	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	関係機関等と協力し、避難所に同行した家庭動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。	
5	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T	避難所の備蓄物資の提供を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援 T	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
7	<input type="checkbox"/>	No.18 保育所・子ども支援T	避難所への安否問い合わせ対応（名簿の情報の公開等）について、共通のルールを避難所担当者等に周知する。	

参考 40 避難所の運営内容

項目	内容
居住区域グループの代表者の選出	各居住区域グループはグループ長と各活動班への代表者を決める（特定の個人に負担が大きくなるように交替性をとる）。
各活動班の設置	避難所の運営に必要な作業を行うために、各居住区域グループから選出された代表者により、活動班を作る。
避難所運営会議の開催	災害対策本部との連絡調整事項についての協議、避難所運営、生活環境等における課題、問題への対応のために、毎日1回以上、定時に避難所運営会議を開催することとし、円滑な避難所運営に努める。
運営状況の報告	避難所担当職員は、避難所の運営状況について、毎日、災害対策本部へ「避難所状況報告書」を提出する。
活動班の再編成	避難者の減少等により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の再配置、班の再編成を行う。
避難所内での場所の移動	避難者の増減などにより、避難所内での生活スペースの移動が必要となる場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合等により生活スペースの移動、再配置を行う。
要配慮者の要望の把握と支援	避難所運営会議は、避難所の運営に当たっては、乳幼児、高齢者、障害者等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

参考 41 避難所運営に関する留意事項

- ・ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ・ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる。
- ・ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- ・ 高齢者、障害者、子ども、外国人、LGBTQ+等の多様な避難者への配慮のため、知見を有する機関からの助言、多様な避難者の避難所運営への参画、意見交換の場の提供等を通じ、様々なニーズを踏まえた避難所運営に努める。

参考 42 女性に配慮した支援

- (1) 避難所で提供する物資
 - ・生理用品
- (2) 女性や配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進める。

 - ・プライバシーを確保できる仕切りの工夫
 - ・男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
 - ・完全な男女別トイレ
- (3) 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応に努める。

 - ・現地支援体制による女性のニーズの把握
 - ・各避難所の運営体制への女性の参画
 - ・避難所に意見箱を設置
 - ・地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携
 - ・女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知
- (4) 女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組に努める。

 - ・警察など関係機関における警備強化
 - ・性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知
 - ・安全な環境の整備（男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸出しなど）
 - ・女性への注意喚起（人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合うなど）
- (5) 妊産婦等への配慮
 - ・妊産婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなどの配慮

参考 43 子育て家庭に配慮した支援

- (1) 避難所で提供する物資
 - ・おむつ
 - ・粉ミルク（状況により液体ミルク）
 - ・哺乳ビン
 - ・離乳食
- (2) 子育て家庭に配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進める。

 - ・乳幼児への対応（乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレスとなる。）
 - ・乳幼児が安全に遊べる空間の確保
 - ・乳幼児のいる家庭用エリアの設定（夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。）

9-3. 避難所の閉鎖

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援T No.10 要配慮者支援T	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先を調整する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援T No.18 保育所・子ども支援T	運営スタッフと協力して後片付けを行い、施設の原状を回復する。	
3	<input type="checkbox"/>		避難所運営に関する記録等を取りまとめる。	

第10節 要配慮者対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
10-1	災害発生時の支援	No.1 本部活動統制 T No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T No.14 住宅支援 T		■					
10-2	避難所における支援	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T		■					
10-3	福祉避難所等の確保	No.10 要配慮者支援 T		■					
10-4	福祉避難所の運営	No.10 要配慮者支援 T		■					

■：開始目標時間 ■：継続時間

10-1. 災害発生時の支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
要配慮者への情報伝達				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合、避難に関する早期の情報伝達を行う。	
要配慮者の避難支援、安否確認				
1	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T	避難者名簿に基づき避難所の要配慮者を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供し、避難支援、安否確認を依頼する。	※避難支援等関係者 ・南国警察署 ・民生委員 ・児童委員 ・南国市社会福祉協議会
3	<input type="checkbox"/>		避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。(避難者支援 T と連携)	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
4	<input type="checkbox"/>		避難支援等関係者から、避難行動要支援者の安否情報を収集する。	
5	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	避難所及び居宅で所在及び安否の確認ができない場合、行方不明者として県に報告する。	
要配慮者利用施設等における避難				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	要配慮者に対して避難指示等を伝達し、避難状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		避難対象地域内の社会福祉施設等に避難指示等を伝達し、避難状況を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>		避難対象地域内の病院に避難指示等を伝達し、避難状況を把握する。	
巡回ケアサービスの実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	避難所及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。	参考 44 巡回ケアサービスの内容
相談窓口の設置				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	被災者相談窓口を開設し、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者やその家族に対し総合的な相談に応じる。	
要配慮者向け住宅の供給				
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	災害時要配慮者のニーズの把握や優先的に入所できる配慮を行い、要配慮者向けの住宅の供給計画案の策定を行う。	
復旧期ケア対策の実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	県及び関係機関等の協力を得て、要配慮者向け仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策を行う。	参考 45 復旧期ケア対策の内容
2	<input type="checkbox"/>		被災者相談窓口設置期間中は、復旧期ケア対策に関する相談受付業務を行う。	

参考 44 巡回ケアサービスの内容

- 各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談
- 医師会（医療救護班を中心として）との連携・協力による健康チェック
- ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助

参考 45 復旧期ケア対策の内容

- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、要配慮者向けのサービスの実施

10-2. 避難所における支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
応急介助支援措置の実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを作成する。	参考 46 応急介護支援リスト作成時の留意事項
応急支援の実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.9 避難者支援 T No.10 要配慮者支援 T No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T	要配慮者の避難所における生活を支援するため関係機関との連携の元、応急支援を実施する。	参考 47 避難所における支援の内容
在宅している要配慮者の応急支援				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	避難所等での受入れが望ましい在宅の要配慮者を把握した場合、状況に応じて避難所、福祉避難所又は医療機関等の受入先及び移送手段を確保する。	

参考 46 応急介護支援リスト作成時の留意事項

- 避難所単位で策定する。
- 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に策定する。
- 車椅子・杖等介助用具の要否を把握する。
- 福祉避難所、特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

参考 47 避難所における支援の内容

項目	内容
必要な設備及び生活スペースなどの確保	段差の解消及び手すりなどの設置、専用トイレの整備、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・杖等の介助用具の確保等
必要物資の配給	飲料水及び食料の優先的な配給 紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保
ボランティアの配置	手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話、通訳等必要な人員を確保し把握
その他避難所での配慮	健康状態のチェック、健康診断や相談対応 聴覚障害者向け掲示板の設置、要配慮者の状態を考慮した情報提供 避難所での生活が困難な人の福祉避難所への移送 服薬中で薬の無い人を確認する。

10-3. 福祉避難所等の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
福祉避難所等の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	避難所からの要配慮者支援要請があったときは、福祉避難所指定施設の管理者と連絡し、移送の可否を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		福祉避難所では要配慮者の対応ができない場合、また介助等の措置ができない場合は、他の受入先を確保する。	参考 48 福祉避難所以外への受入先確保
3	<input type="checkbox"/>		要配慮者の受入先を確認し、福祉避難所を開設する。	
福祉避難所への移送				
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	福祉避難所が確保され次第、関係機関に要請して、随時要配慮者を移送する。	参考 49 要配慮者への移送措置

参考 48 福祉避難所以外への受入先確保

- 市内の介護施設・障害者福祉施設への受入要請
- 市内の社会福祉施設・病院等への受入要請
- 他の市町村社会福祉施設への受入要請
- 民間アパートのあっせん

参考 49 要配慮者への移送措置

- 関係機関による移送措置
- 災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- バス会社、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

10-4. 福祉避難所の運営

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	福祉避難所指定施設の管理者と連絡し、要配慮者の受入れ可否を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		各福祉避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資等）を把握し、他の関係機関等と連携して必要な支援を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		避難者が全て退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。	

第11節 物資等の輸送、供給対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
11-1	食料・生活必需品等の調達	No.2 後方支援 T No.13 物資拠点運営 T							
11-2	食料・生活必需品等の供給	No.2 後方支援 T No.13 物資拠点運営 T							
11-3	炊き出しの実施	No.2 後方支援 T No.13 物資拠点運営 T 市民							
11-4	給水活動	No.8 上下水道施設 T							
11-5	水道施設の応急復旧	No.8 上下水道施設 T							
11-6	下水道施設の応急復旧	No.8 上下水道施設 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

11-1. 食料・生活必需品等の調達

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
食料・生活必需品等の管理				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	被災者数より、食料・生活必需品等の必要量を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	調達した食料・生活必需品等の保管場所を指定し、管理責任者及び警備員を配置する。	
3	<input type="checkbox"/>		提供を受けた食料・生活必需品等の受付記録を作成し、保管する。	
食料・生活必需品等の調達				
1	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	応急米穀、副食及び調味料等の緊急食料の調達を行う。	参考 50 緊急食料調達時の留意事項
2	<input type="checkbox"/>		備蓄物資が不足する場合、食料・生活必需品等を調達する。(県、他市町への要請は後方支援 T に依頼)	

参考 50 緊急食料調達時の留意事項

- 要配慮者の特性や栄養バランスに配慮する。
- 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 1-2. 食料・生活必需品等の供給

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
食料・生活必需品等の配分計画の作成				
1	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	保有する食料・生活必需品等の配分計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		作成した配分計画を市民に広報する。 (本部活動統制 T に依頼)	
食料・生活必需品等の供給				
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	食料・生活必需品等の供給に必要な人員、輸送車両を確保する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	食料・生活必需品等を供給拠点へ輸送する。 ※供給拠点は、災害対策本部及び各支所とする	
3	<input type="checkbox"/>		自主防災組織等の協力を得て、供給拠点から指定避難所へ食料・生活必需品等を輸送する。	

1 1-3. 炊き出しの実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の資機材を確保する。 ※調達できないときは、日本赤十字社高知県支部に調達の斡旋を要請する。(後方支援 T に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	避難所等に炊き出し場所を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>	市民	避難者、近隣住民等に協力を呼びかけ、炊き出しを実施する。	

11-4. 給水活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
応急給水計画の作成				
1	<input type="checkbox"/>	No.8 上下水道施設 T	被災地の通水状況、避難所、医療施設、社会福祉施設等の状況等を把握し、応急給水計画を作成する。	1人1日あたりの給水量の目安 ・災害発生後3日：3ℓ
給水用資機材の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.8 上下水道施設 T	給水用の車両を確保する。(後方支援 T に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>		給水に必要な燃料、浄水用の薬品及び資材を確保する。(後方支援 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		市のみでは飲料水の供給が実施できないときは、以下の事項を示して県に調達または斡旋を要請する。(後方支援 T に依頼) ・給水を必要とする人員 ・給水を必要とする期間及び給水量 ・給水する場所 ・必要な給水器具、薬品、水道用資機材の品目別数量 ・給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数	
給水活動の実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.8 上下水道施設 T	給水時間、給水場所を広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>		保健所に指導監督を依頼する。	
3	<input type="checkbox"/>		応急給水計画に従い、給水活動を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		以下の方法により応急給水を行う。 ・運搬給水 ・水道施設を利用した直接給水	

1 1-5. 水道施設の応急復旧

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.8 上下水道施設T	水道施設の被災状況を把握し、応急復旧計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		応急復旧に必要な資機材、車両、作業員を確保する。作業員が不足する場合は、水道局指定業者の出動を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>		応急復旧計画に従い水道施設の応急復旧工事を実施する。	

1 1-6. 下水道施設の応急復旧

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.8 上下水道施設T	発災時は、施設の緊急点検を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		被害の状況に応じて、できる限り暫定供用が可能な措置を講じる。	

第12節 ボランティアとの協働活動

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
12-1	災害ボランティアセンターの設置・運営支援	No.2 後方支援 T 福祉事業所							
12-2	ボランティア活動の全体像の把握	No.2 後方支援 T 福祉事業所							

■：開始目標時間 ■：継続時間

12-1. 災害ボランティアセンターの設置・運営支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T 福祉事業所	被害状況を踏まえ、災害ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会等と検討し、決定する。	
2	<input type="checkbox"/>		南国市社会福祉協議会に南国市災害ボランティアセンターの設置を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>		南国市社会福祉協議会の庁舎が被災し、災害ボランティアセンターとしての利用ができない場合は、代替施設の提供に協力する。	
4	<input type="checkbox"/>		域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。	
5	<input type="checkbox"/>		災害ボランティアセンターの運営状況を把握し、必要に応じて、運営に必要な人員、資機材の調整等の支援を行う。	
6	<input type="checkbox"/>		海外からの支援の申し入れがあった場合は、県、高知県災害ボランティアセンター、南国市災害ボランティアセンターと調整し、国の関係省庁と協議の上、支援の受け入れの要否を決定する。	
7	<input type="checkbox"/>		ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注意事項の周知を行う。	
8	<input type="checkbox"/>		ボランティアに被災者ニーズに沿った活動（コーディネート）を要請する。	

12-2. ボランティア活動の全体像の把握

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T 福祉事業所	<p>県と連携し、以下の団体等と災害の状況や活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県社会福祉協議会 ・南国市社会福祉協議会 ・地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体 	

[資料編] 南国市災害ボランティアセンター設置マニュアル

第13節 公共インフラ被害の応急処置等

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
13-1	水防活動	No.4 救助・消火活動 T							
13-2	土砂災害警戒活動	No.4 救助・消火活動 T No.7 土木施設復旧 T							
13-3	海岸線の巡回	No.4 救助・消火活動 T No.7 土木施設復旧 T							
13-4	水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置	No.1 本部活動統制 T No.7 土木施設復旧 T							
13-5	公共土木施設の応急対策	No.1 本部活動統制 T No.7 土木施設復旧 T							
13-6	災害復旧事業の実施	No.1 本部活動統制 T							
13-7	財源の確保	No.1 本部活動統制 T No.3 財務会計 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

13-1. 水防活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	洪水等の危険が予想される場合、消防団を召集して危険箇所の監視にあたらせる。	
2	<input type="checkbox"/>		器具、資材を整備し、出動準備を整えるよう消防団に指示する。	
3	<input type="checkbox"/>		消防団から危険箇所の状況について報告を受け、異常を発見したときは、直ちに消防隊を出動させ、水防活動を開始する。	
4	<input type="checkbox"/>		堤防その他が決壊したときは、直ちに以下の関係機関等へ通報するとともに、周辺住民に伝達する。 ・南国警察署 ・災害対策本部 ・氾濫する方向の町内会等	
5	<input type="checkbox"/>		水防活動を終了した場合、災害対策本部に報告する。	

1 3-2. 土砂災害警戒活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T No.7 土木施設復旧 T	土砂災害発生のおそれのある危険箇所の監視を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		土砂災害の前兆現象等が確認された場合は、直ちに本部活動統制 T へ報告する。	

1 3-3. 海岸線の巡回

※津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T No.7 土木施設復旧 T	津波到達まで時間的余裕がある場合は、海岸線（海水浴場、公園等）を巡回し、避難誘導等を行う。	

1 3-4. 水害・土砂災害等の危険箇所への応急措置

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
危険箇所の点検				
1	<input type="checkbox"/>	No.7 土木施設復旧 T	河川、海岸や土砂災害の危険箇所等の点検に必要な人員、資機材を確保する。 ※専門技術者等を活用する	
2	<input type="checkbox"/>		河川、海岸や土砂災害の危険箇所等の危険箇所の点検を実施する。	
危険性が高い箇所への応急措置				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	関係機関に伝達する。	
2	<input type="checkbox"/>		市民の避難措置や、立入禁止措置を講ずる。	
3	<input type="checkbox"/>	No.7 土木施設復旧 T	不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		公園施設の異常や被災が確認された場合、人的被害を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。	

13-5. 公共土木施設の応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.7 土木施設復旧 T	市が管理する海岸、河川、道路、砂防施設、港湾の被災状況を把握し、応急復旧方針（応急工事の優先順位等）を検討する。	
2	<input type="checkbox"/>		建設業者への緊急要請により、応急工事を実施する体制を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>		土木建設関連協会等への要請により、工事用特殊車両や復旧資材等を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>		被災した海岸、河川、道路、砂防施設、港湾の応急工事を行う。	参考 51 応急工事の内容
5	<input type="checkbox"/>		路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に応じて、自衛隊等による支援を要請する。（後方支援 T に依頼）	
6	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。	

参考 51 応急工事の内容

区分	応急工事の内容
河川、海岸	通常本工事より規模の小さい仮の構造物を設置し、水の流出を止める工事を行う。
道路	被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。 <ul style="list-style-type: none"> • 排土作業又は盛土作業 • 仮舗装作業 • 障害物の除去 • 仮道、さん道、仮橋等の設置
砂防施設	<ul style="list-style-type: none"> • 流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 • 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> • 高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。 • 河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 • 岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
農業用ダム・ため池 地すべり危険箇所等	<ul style="list-style-type: none"> • 農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施する。 • 農林水産業施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべり又は亀裂の拡大防止、倒木の撤去等の応急対策を実施する。

13-6. 災害復旧事業の実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	所管施設の被害の原因を調査し、査定のための調査、測量、設計を行う。	参考 52 災害復旧事業実施における留意事項
2	<input type="checkbox"/>		国及び県に緊急査定または本査定を要望する。	
3	<input type="checkbox"/>		緊急査定の場合、国から事前に現地指導官が派遣されるため、その指示に基づき計画を立てる。	
4	<input type="checkbox"/>		本査定に立会い、現場において必要な説明を行う。	
5	<input type="checkbox"/>		査定完了後、事業計画を作成し、災害復旧事業を行う。	
6	<input type="checkbox"/>		査定に外れた箇所については、再調査を行い、市単独災として復旧事業を行う。	

参考 52 災害復旧事業実施における留意事項

事業区分	留意事項
公共土木施設災害復旧事業	<p>河川公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国の査定を受け、国庫補助を受ける（以下、海岸公共土木施設、港湾公共土木施設、漁港公共土木施設、砂防施設、道路公共土木施設、林地荒廃防止施設についても同様）。 復旧計画に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、凡ゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。 <p>海岸公共土木施設、港湾公共土木施設、漁港公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧計画に当たっては、被災原因を究明し、再び災害を蒙らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為に、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良的復旧が実施出来るよう提案する。 査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するよう努める。 <p>砂防施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 国庫補助として4ヶ年計画にて復旧する事となる。 <p>道路公共土木施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急度に応じて3ヶ年で復旧するよう計画を立てる。 1件復旧費の額が60万円未満の箇所は単独災害として復旧する。 <p>林地荒廃防止施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急度に応じて災害発生の次年度以降「おおむね3ヶ年度」（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「おおむね5年度」）で復旧するよう、計画を立てる。
農林水産業施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国の査定を受け、国庫補助を受ける。 復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。
都市災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進

事業区分	留意事項
	<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。 下水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。
住宅災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図る。 <p>【関連する法律】 公営住宅法</p>
公立文教施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。 <p>【関連する法律】 公立学校施設災害復旧費国庫負担法</p>
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。 施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。 <p>【関連する法律】</p> <p>生活保護施設：生活保護法 40 条・41 条</p> <p>老人福祉施設（社会福祉法人等）：老人福祉法第 14 条、15 条第 2 項～5 項、介護保険法第 70 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 115 条の 46 第 2～3 項</p> <p>児童福祉施設：児童福祉法 35 条第 2 項～4 項</p> <p>障害者支援施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 83 条第 2 項～第 4 項</p>
公立医療施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める。 <p>【関連する法律】</p> <p>医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>
その他公営企業施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努める。 <p>【関連する法律】 工業用水法、特定多目的ダム法</p>
公用財産災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努める。
上下水道災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 上水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図る。 農業集落排水、浄化槽の復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図る。 <p>【関連する法律】 水道法</p>

13-7. 財源の確保

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
資金計画の策定				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		各チームが活用した各種災害復旧事業制度等を把握する。	参考 53 法律等による財政措置（国が負担または補助して行われる事業） 参考 54 激甚災害に係る財政援助措置
3	<input type="checkbox"/>		各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度を踏まえ、資金計画を策定する。	
財源の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金、地方財務局または郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、復興基金を設立する。	

参考 53 法律等による財政措置（国が負担または補助して行われる事業）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 • 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 • 公営住宅法 • 土地区画整理法 • 感染症の予防及び感染症の患者に対する • 医療に関する法律 • 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 • 予防接種法 • 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の • 暫定措置に関する法律 • 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方 針及び都市災害復旧事業事務取扱方針につい て（昭37.8.14 建設省都市局長通達） • 生活保護法 • 児童福祉法 | <ul style="list-style-type: none"> • 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律 • 売春防止法 • 老人福祉法 • 水道法 • 下水道法 • 災害救助法 • 堆積土砂排除事業 • 開拓者等の施設整備事業 • 簡易水道整備事業 • 災害廃棄物処理事業 • 廃棄物処理施設災害復旧事業 • 火葬場整備事業 • 公的医療機関整備事 |
|--|---|

参考 54 激甚災害に係る財政援助措置

区分	財政援助措置
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 公立学校施設災害復旧事業 公営住宅施設災害復旧事業 生活保護施設災害復旧事業 児童福祉施設災害復旧事業 老人福祉施設災害復旧事業 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 婦人保護施設災害復旧事業 感染症指定医療機関災害復旧事業 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の特別財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 私立学校振興会の業務の特例 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 産業労働者住宅建設資金融通の特例 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

第14節 文教・保育施設対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
14-1	学校等における避難	No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T							
14-2	応急保育の実施	No.18 保育所・子ども支援 T							
14-3	応急教育の実施	No.17 学校・子ども支援 T 生涯学習課							
14-4	社会教育施設の応急対策	No.17 学校・子ども支援 T 生涯学習課							
14-5	文化財の応急対策	No.17 学校・子ども支援 T 生涯学習課							
14-6	学校の再開	No.17 学校・子ども支援 T 生涯学習課							

■：開始目標時間 ■：継続時間

14-1. 学校等における避難

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援 T No.18 保育所・子ども支援 T	避難対象地域内の学校に避難指示等を伝達し、避難状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		避難対象地域内の保育所、幼稚園、こども園等に避難指示等を伝達し、避難状況を把握する。	

14-2. 応急保育の実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.18 保育所・子ども支援 T	保育所、幼稚園、こども園の園長等と連絡をとり、児童、保育士及び施設、設備の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		施設が被災した場合、施設の応急復旧を実施するとともに、応急保育の実施場所を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>		応急保育の実施に必要な保育士を確保する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
4	<input type="checkbox"/>		応急保育計画を作成し、応急保育の開始時期及び方法を児童及び保護者に連絡する。	
5	<input type="checkbox"/>		応急保育計画に従い応急保育を実施する。	

14-3. 応急教育の実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援T 生涯学習課	以下の方法により各学校の児童、生徒、教職員及び施設、設備の被害状況を把握する。 ・災害発生直後は、各学校長に被害状況及びこれに対する応急措置の概要の報告を求める。 ・被災校に職員を派遣し、被災状況の資料を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		施設が被災した場合、施設の応急復旧を実施するとともに、応急教育の実施場所を確保する。	参考 55 応急教育実施場所の考え方
3	<input type="checkbox"/>		県と調整し、応急教育の実施に必要な教職員を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>		応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を児童、生徒及び保護者に連絡する。	
5	<input type="checkbox"/>		教科書、学用品等の必要数を取りまとめ、県に供給を依頼する。	
6	<input type="checkbox"/>		応急教育計画に従い応急教育を実施する。	参考 56 応急教育実施における留意事項
7	<input type="checkbox"/>		給食センターが被災した場合は、その状況を県に報告するとともに、できるだけ早く給食を再開する。	

参考 55 応急教育実施場所の考え方

被災の程度	応急教育実施場所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	<ul style="list-style-type: none"> 特別教室、屋内運動場等を利用する。 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 公民館その他の公共施設等を利用する。 隣接学校の校舎を利用する。 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 応急仮設校舎を建設する。
市内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 応急仮設校舎を建設する。

参考 56 応急教育実施における留意事項

- 児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。
- 学校が地域の避難所となる場合は、以下の事項に留意する。
 - 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所運営の責任者に対し、その利用について必要な指示をする。
 - 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
 - 避難生活が長期化する場合、応急教育活動と避難活動との調整について県と必要な協議を行う。

14-4. 社会教育施設の応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援T生涯学習課	公民館その他の社会教育施設の被災状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、被災施設に対し応急修理等の必要な措置を実施する。	

14-5. 文化財の応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援T生涯学習課	文化財の所有者または管理者と連絡をとり、文化財の被災状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		文化財の所有者または管理者に対し、被災した文化財に対する必要な復旧対策等について指導する。	

14-6. 学校の再開

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.17 学校・子ども支援T 生涯学習課	学校施設等の被害状況の調査を行い、安全性を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		他県の教育委員会等に受け入れられている児童生徒への周知については、マスコミに依頼し、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。	

第15節 建物、宅地の応急危険度判定

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
15-1	被災建築物、被災宅地の応急危険度判定	No.14 住宅支援 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

15-1. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	建築物及び宅地の応急危険度判定に必要な人員、資機材を確保する。 ※建築技術者を活用する	
2	<input type="checkbox"/>		応急危険度判定調査実施計画を作成する。	
3	<input type="checkbox"/>		建物、宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。	
4	<input type="checkbox"/>		実施計画に従い、応急危険度判定を実施する。	
5	<input type="checkbox"/>		応急危険度判定ステッカーの貼付等により、危険度を周知する。	
6	<input type="checkbox"/>		危険性が高いと判断した場合は、市民の避難措置や、立入禁止措置を講ずる。	

第16節 被害認定調査、罹災証明の発行

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
16-1	罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成	No.1 本部活動統制 T No.15 罹災証明発行 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

16-1. 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
被害認定調査の実施				
1	<input type="checkbox"/>	No.15 罹災証明発行 T	罹災証明書の発行に係る被害認定調査の計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		被害認定調査の実施について広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		被害認定調査に必要なとなる人員、備品を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>		調査計画に従い被害認定調査を実施する。 ※現地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する。	
5	<input type="checkbox"/>		調査結果をとりまとめる。	
被災者台帳の作成				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	被害認定調査結果及び住民基本台帳、課税台帳等の既存データを活用し、被災者台帳を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		被災者台帳データを全庁的に共有する。	
3	<input type="checkbox"/>		被災者台帳を活用し、被災者の擁護に漏れや重複等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
罹災証明書の発行				
1	<input type="checkbox"/>	No.15 罹災証明発行 T	罹災証明書発行申請を受付け、被災者台帳と照合して罹災証明書を発行する。	
2	<input type="checkbox"/>		判定結果に不服がある場合など、必要に応じて再調査を住宅支援 T に依頼し、罹災証明書を再発行する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	罹災証明の発行手続きについて広報する。	

第17節 応急仮設住宅等

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
17-1	応急仮設住宅の供与	No.10 要配慮者支援 T No.14 住宅支援 T							
17-2	住宅の応急修理	No.14 住宅支援 T							
17-3	住宅等に流入した障害物の除去	No.14 住宅支援 T							
17-4	住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導	No.14 住宅支援 T							
17-5	ペット対策	No.12 環境衛生 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

17-1. 応急仮設住宅の供与

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
必要戸数の把握				
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	住宅の被災状況から応急仮設住宅の必要戸数を把握する。	
借上げ型応急仮設住宅の確保				
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	市営住宅の空き状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		他機関の公営住宅、民間賃貸住宅、企業の社宅・寮の応急仮設住宅としての活用について、その所有者に要請する。	
応急仮設住宅の建設				
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	応急仮設住宅の建設用地を確保する。	
2	<input type="checkbox"/>		建築業関係団体等の協力を得て応急仮設住宅を建設する。	※高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に努める。
3	<input type="checkbox"/>		建築業者が不足する場合や、建築資機材を調達できない場合、県に斡旋または調達を要請する。(後方支援 T に依頼)	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
入居者の認定				
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する。	※自らの資力では住宅を確保できない者を認定する。 ※高齢者、障害者に配慮する。
2	<input type="checkbox"/>		入居者受付窓口を設置し、入居申込みの受付開始について市民に広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		入居申込みの受付、入居者の認定を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	No.10 要配慮者支援 T	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	

17-2. 住宅の応急修理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	住宅の応急修理の申込み受付について市民に広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>		住宅の応急修理の申込みを受付ける。	※自らの資力では住宅の応急修理ができない者を認定する。
3	<input type="checkbox"/>		建築業関係団体等の協力を得て住宅の応急修理を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		建築業者が不足する場合や、建築資機材を調達できない場合、県に斡旋または調達を要請する。(後方支援 T に依頼)	

17-3. 住宅等に流入した障害物の除去

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	住宅等に流入した土石等障害物の除去の申込み受付けについて市民に広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
2	<input type="checkbox"/>		住宅等に流入した土石等障害物の除去の申込みを受付ける。	
3	<input type="checkbox"/>		建築業関係団体等の協力を得て障害物の除去を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		市のみで対応できない場合、県に応援を要請する。(後方支援 T に依頼)	参考 57 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

参考 57 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

応急仮設住宅の建設	住宅の応急修理	住宅等に流入した障害物の除去
<ul style="list-style-type: none"> 被害戸数（全焼、全壊、流失） 設置を必要とする住宅の戸数 調達を必要とする資機材の品目及び数量 派遣を必要とする建築業者数 連絡責任者 その他参考となる事項 	<ul style="list-style-type: none"> 被害戸数（半焼、半壊） 修理を必要とする住宅の戸数 調達を必要とする資機材の品目及び数量 派遣を必要とする建築業者数 連絡責任者 その他参考となる事項 	<ul style="list-style-type: none"> 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） 除去に必要な人員 除去に必要な期間 除去に必要な機械器具の品目別数量 除去した障害物の集積場所の有無

17-4. 住宅の応急復旧に関する市民への助言・指導

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	建築相談窓口を設置し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。	
2	<input type="checkbox"/>		市民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市民への建築業者、建築資機材の供給斡旋を行う。不足する場合は、県に斡旋を要請する。(後方支援 T に依頼)	

17-5. ペット対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。	

第18節 生活再建支援

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
18-1	農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋	農林水産課							
18-2	農林水産業者への指導、助言	農林水産課							
18-3	家畜の保護	農林水産課							
18-4	中小企業の再建資金の相談・斡旋	商工観光課							
18-5	被災者の生活再建支援	No.15 罹災証明発行 T							
18-6	義援金の受付・配分	No.3 財務会計 T							
18-7	義援品の受付・配分	No.3 財務会計 T							
18-8	社会秩序の維持	No.1 本部活動統制 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

18-1. 農林漁業災害復旧資金の相談・斡旋

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農林水産課	県、農協、漁協、日本政策金融公庫等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		相談体制を確立し、農林漁業災害復旧資金に関する相談窓口を開設する。	
3	<input type="checkbox"/>		相談窓口の開設、農林漁業災害復旧に関する制度内容等を広報する。 (本部活動統制 T に依頼)	
4	<input type="checkbox"/>		被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。	
5	<input type="checkbox"/>		各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	

18-2. 農林水産業者への指導、助言

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農林水産課	農地、林地、農林畜産業用施設、水産施設の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、被災した農林水産業者への指導、助言を行う。	

18-3. 家畜の保護

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	農林水産課	畜舎の倒壊又は余震等により倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であるときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、家畜の避難先を確保する。	
3	<input type="checkbox"/>		死亡獣畜を把握したときは、化製場または死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。	
4	<input type="checkbox"/>		死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。	
5	<input type="checkbox"/>		家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う。	
6	<input type="checkbox"/>		家畜飼料及び飼養管理用資機材を円滑に供給する。	

18-4. 中小企業の再建資金の相談・斡旋

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	商工観光課	県、南国市商工会、日本政策金融公庫、金融機関等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する。	参考 58 中小企業に対する支援の例
2	<input type="checkbox"/>		相談体制を確立し、中小企業の再建資金に関する相談窓口を開設する。	
3	<input type="checkbox"/>		相談窓口の開設、中小企業の再建に関する制度内容等を広報する。 (本部活動統制 T に依頼)	
4	<input type="checkbox"/>		被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。	
5	<input type="checkbox"/>		各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	
6	<input type="checkbox"/>		被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。	
7	<input type="checkbox"/>		事業再開のための相談窓口等を設置し、税理士・弁護士等の専門家の支援を得ながら、事業再開のための相談を実施する。	

参考 58 中小企業に対する支援の例

- 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付
- 別枠の信用保証制度の適用（※激甚災害指定の場合）
- 小規模企業者等設備導入資金の償還延期等（※激甚災害指定の場合）

18-5. 被災者の生活再建支援

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.15 罹災証明発行 T	各種被災者支援の制度に関する制度利用条件や手続きを把握する。	参考 59 被災者の生活再建支援制度の例
2	<input type="checkbox"/>		相談体制を確立し、被災者の生活再建支援に関する相談窓口を開設する。	
3	<input type="checkbox"/>		相談窓口の開設、被災者の生活再建支援に関する制度内容等を広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
4	<input type="checkbox"/>		各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	

参考 59 被災者の生活再建支援制度の例

区分	支援内容
職業の斡旋	• 公共職業安定所による現地における職業相談、職業の斡旋
租税の徴収猶予、減免	• 国税、県税、市税の期限の延長、減免、徴収猶予等
生業資金の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 生活福祉資金の貸付 • 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 • 生活保護 • 災害弔慰金の支給 • 災害障害見舞金の支給 • 災害援護資金の貸付 • 被災者生活再建支援金の支給 • 児童救済金の支給
住宅の確保	• 独立行政法人住宅金融支援機構法による住宅の災害特別貸付

18-6. 義援金の受付・配分

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
義援金の募集				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	県、日本赤十字社高知県支部、高知県共同募金会と義援金募集(配分)委員会を組織し、義援金の募集方法等について協議する。	
2	<input type="checkbox"/>		義援金の募集について広報する。 (本部活動統制 T に依頼)	
義援金の受付				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	受付窓口や振込み指定口座を開設する。	
2	<input type="checkbox"/>		義援金を受領し、義援金受付簿を作成する。	
義援金の配分				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	義援金募集(配分)委員会において、義援金の配分方法を協議する。	
2	<input type="checkbox"/>		義援金募集(配分)委員会において検討した義援金の配分方法に従い、被災者へ義援金を配分する。	

18-7. 義援品の受付・配分

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
義援品の募集				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	避難所等における被災者の物資のニーズを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		県や日本赤十字社等と調整し、受入れを希望する物資、希望しない物資をリスト化する。	
3	<input type="checkbox"/>		現地の需給状況を勘案し、逐次リストの改訂を行う。	
4	<input type="checkbox"/>		リスト及び義援品の送付先を広報する。 (本部活動統制 T に依頼)	
5	<input type="checkbox"/>		義援品の受入れ場所(義援品の送付先)を決定する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
義援品の受付				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	義援品の受入れ場所を開設する。	
2	<input type="checkbox"/>		義援品を受領し、義援品受付簿を作成する。	
義援品の配分				
1	<input type="checkbox"/>	No.3 財務会計 T	避難者支援 T 等と連携し、受付けた義援品の配分計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		配分計画に従い、義援品を避難所等へ配布する。	

18-8. 社会秩序の維持

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは、市民のとるべき措置等について広報を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、県に対し、社会秩序維持のための応急措置または広報の実施を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>		関係機関と連携し、生活必需品等の物価高騰、買い占め、売り惜しみが生じないように、監視や指導等を行う。	

第19節 保健衛生・防疫対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
19-1	防疫活動	No.12 環境衛生 T							
19-2	被災者の健康管理	No.11 保健活動 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

19-1. 防疫活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	防疫活動が必要な地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する。	
2	<input type="checkbox"/>		保健所と協力して防疫担当 T を編成する。 ※不足する場合は医師会等の協力を要請する。(後方支援 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		防疫活動に必要な資材を確保する。 不足する場合は、以下の方法により調達する。 ・卸売業者等から購入 ・県に調達を要請(後方支援 T に依頼)	※防疫資材 ・噴霧器 ・消毒薬剤 ・検便用資材等
4	<input type="checkbox"/>		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に基づき、必要な防疫措置を実施する。	※防疫対策 ・健康診断(検便) ・清掃方法 ・消毒方法 ・そ族(ねずみ)、昆虫駆除
5	<input type="checkbox"/>		市のみでは十分な防疫活動が実施できないときは、県に代執行を要請する。 (後方支援 T に依頼)	

19-2. 被災者の健康管理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.11 保健活動 T	保健所と連携し、保健師、管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>		精神保健福祉センターと連携し、被災者及び救護活動従事者等のメンタルヘルスカアを行う。	
3	<input type="checkbox"/>		被災者に対し、自身等の健康管理について啓発する。(本部活動統制 T に依頼)	参考 60 健康管理に関する広報事項の例
4	<input type="checkbox"/>		避難所等での配布食料(弁当等)、井戸水、炊出しの食材等の衛生に関する指導を行う。	

参考 60 健康管理に関する広報事項の例

- 避難所への避難者や車中泊避難者等におけるエコノミークラス症候群の予防対策
- 食中毒予防の注意喚起
- 自己努力によって飲料水を確保する場合の衛生上の注意

第20節 廃棄物処理

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
20-1	し尿の処理	No.12 環境衛生 T							
20-2	生活ごみの処理	No.12 環境衛生 T							
20-3	漂流油による沿岸汚染対策	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T							
20-4	災害廃棄物の処理	No.12 環境衛生 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

20-1. し尿の処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	被災状況等から仮設トイレの設置場所、必要数を検討する。	※設置にあたっては障害者に配慮する。
2	<input type="checkbox"/>		仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。 不足する場合は事業者等から購入するか、県に斡旋を依頼する。(県への斡旋依頼は後方支援 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		必要な場所に仮設トイレを設置する。	
4	<input type="checkbox"/>		高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ(洋式等)を、トイレ業者等に要望し、設置する。	
5	<input type="checkbox"/>		し尿汲取り業者に協力依頼を行い、仮設トイレの汲取りを迅速に行う。	
6	<input type="checkbox"/>		水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合、速やかに仮設トイレを撤去する。	

20-2. 生活ごみの処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	被災状況等から生活ごみの発生見込みを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、臨時のごみの集積場所を設定し、広報する。(本部活動統制 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		ごみ収集委託業者に協力依頼を行い、一時的に大量に発生した生活ごみを収集、処理する。	
4	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、車両の借上げ、作業員の雇入れを行う。(後方支援 T に依頼)	
5	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、資機材の調達、近隣市町等への収集・処理の協力要請または広域処理体制整備などについて県に支援を要請する。(後方支援 T に依頼)	
6	<input type="checkbox"/>		災害ごみの分別や排出方法等について広報を行う。	

20-3. 漂流油による沿岸汚染対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	漂流油の流出について発見者から通報を受けた場合は、海上保安部及び県に通知する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	海上保安部、県及び隣接自治体と連携し、流入防止等の汚染対策を行う。	参考 61 汚染対策として措置すべき事項

参考 61 汚染対策として措置すべき事項

- 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指示
- 自衛隊への派遣要請
- 災害対策本部設置
- 防除資器材の援助
- 原因者等に対する補償要求等の助言、指導
- 漁場の整備、漁業施設の取得等に必要な融資資金のあっせん
- 漁場復旧の指導及び助成
- 野生生物の救護

20-4. 災害廃棄物の処理

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	建物の被害状況からがれきの発生見込み量及び廃棄物処理施設の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>		災害廃棄物処理に必要な車両、人員等を確保する。 必要に応じて、車両の借上げ、作業員の雇入れを行う。(後方支援 T に依頼)	
3	<input type="checkbox"/>		選別・保管・焼却のできる仮置場を確保する。(後方支援 T に依頼)	
4	<input type="checkbox"/>		処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。	参考 62 災害廃棄物処理における留意事項
5	<input type="checkbox"/>		災害廃棄物処理実行計画に従い、災害廃棄物の仮置場への運搬、分別、破碎、焼却、埋め立て等の処理を行う。	
6	<input type="checkbox"/>		市のみでは災害廃棄物処理が実施できないときは、県に支援を要請する。(後方支援 T に依頼)	
7	<input type="checkbox"/>		倒壊のおそれがあるなどの危険な家屋等について、解体撤去を行う。	

参考 62 災害廃棄物処理における留意事項

- 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリートのリサイクルを図る。
- アスベスト等の有害な廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適正に処理する。

第2.1節 特殊災害対策

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
21-1	火災発生状況の把握	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T		■					
21-2	消火活動	No.4 救助・消火活動 T		■					
21-3	危険物施設等の二次災害防止	No.4 救助・消火活動 T			■				
21-4	大規模な火災対策	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T		■					
21-5	関係機関への応援要請	No.1 本部活動統制 T		■					
21-6	林野火災対策	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T		■					
21-7	関係機関への応援要請	No.1 本部活動統制 T No.7 土木施設復旧 T		■					
21-8	高圧ガス災害対策	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T		■					
21-9	火薬類災害対策	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T		■					
21-10	有害ガス等災害対策	No.4 救助・消火活動 T		■					
21-11	集団事故災害対策	No.1 本部活動統制 T No.4 救助・消火活動 T No.5 医療救護活動 T		■					
21-12	危険物・毒物・劇物対策	No.4 救助・消火活動 T		■					
21-13	埋没不発弾等の処理対応	No.1 本部活動統制 T 各チーム		■					
21-14	「偶発的発見不発弾」等の処理対策	No.1 本部活動統制 T		■					
21-15	原子力事故災害対策	No.1 本部活動統制 T No.2 後方支援 T No.11 保健活動 T No.12 環境衛生 T No.13 物資拠点運営 T No.14 住宅支援 T		■					

■：開始目標時間 ■：継続時間

2.1-1. 火災発生状況の把握

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	消防団と連携し、以下の情報を収集する。 ・延焼火災の状況 ・自主防災組織の活動状況 ・消防ポンプ自動車等の通行可能道路 ・消防ポンプ自動車、その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況	
2	<input type="checkbox"/>		STEP1 の情報について、本部活動統制 T 及び南国警察署と相互に連絡を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市のみでは消防力が不足する場合、あらかじめ県に以下の事項を報告の上、他市町への応援要請を行う。 ・火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等） ・火災の状況 ・気象関係 ・今後の判断 ・応援消防力及び必要機材 ・その他の必要事項	
4	<input type="checkbox"/>		「火災報告等取扱要領」に基づき火災報告を行う。	

2.1-2. 消火活動

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	消防団と連携し、消火活動を行う。	参考 63 消火活動における留意事項
2	<input type="checkbox"/>		危険物の漏洩等により災害が拡大し、またはそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。	

参考 63 消火活動における留意事項

- 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- 救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2.1-3. 危険物施設等の二次災害防止

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	危険物施設等と連絡を取り、二次災害防止のための点検を要請する。	※危険物施設等 ・危険物施設 ・火薬類貯蔵施設
2	<input type="checkbox"/>		危険物施設等の点検結果を把握する。	
3	<input type="checkbox"/>		二次災害の危険がある場合、施設管理者に応急措置を要請するとともに、これに協力する。	
4	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、消火、救急・救護、避難誘導を行う。	

2.1-4. 大規模な火災対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
情報の収集・連絡				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	火災発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>		消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合、消防庁へ報告する。 ・死者3人以上生じたもの ・死者・負傷者の合計が10人以上生じたもの	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
消火・避難活動				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		自主防災組織等の協力を得て、避難誘導を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて現地指揮本部を設置する。	
救助・救急活動				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	火災による人的被害が発生した場合は、救助・救急活動を行い、被害状況を把握する。	

2.1-5. 関係機関への応援要請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。 ・ 県への空中消火の要請 ・ 他の市町村への応援要請 ・ 消防庁長官への応援要請	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じ、ヘリコプター等航空機の出動を県に要請する。	
3	<input type="checkbox"/>		化学消火薬剤等の確保が困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。	

[資料編] 高知県内市町村災害時相互応援協定

[参考] 高知県内広域消防相互応援協定

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

緊急消防援助隊要綱

2.1-6. 林野火災対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
情報の収集・連絡				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	火災発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	参考 64 災害状況の報告及び協議内容
2	<input type="checkbox"/>		火災・災害等報告要領に基づく消防庁及び県へ即報を行う。 ・ 焼損面積 10 ha以上と推定されるもの ・ 空中消火を実施したとき ・ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いと判断されるもの	
活動体制の確立				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	林野火災対応の全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部及び後方支援本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。	
消火・避難活動				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、市民の避難誘導等の活動を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		必要に応じて現地指揮本部を設置する。	

参考 64 災害状況の報告及び協議内容

- ・ 災害の状況
- ・ 応援車両の種別・台数、又は応援ヘリ機数・ヘリ離発着場の選定等
- ・ 応援に必要な人数
- ・ 到着希望日時

2.1-7. 関係機関への応援要請

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市の消防力で対処できない場合は、他市町村及び県に応援を要請する。 ・ 県への空中消火の要請 ・ 他の市町村への応援要請 ・ 消防庁長官への応援要請 ・ 自衛隊の災害派遣要請の県への要求	
2	<input type="checkbox"/>		火災拡大が予想される場合、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と判断される場合は、県に消防防災ヘリコプターを要請する。	
3	<input type="checkbox"/>		林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	No.7 土木施設復旧 T	県と協力して、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。	
5	<input type="checkbox"/>		県と協力して、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。	

2.1-8. 高圧ガス災害対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
情報の収集・連絡				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	災害発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>		消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、消防庁へ報告する。	
3	<input type="checkbox"/>		災害の規模に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び市災害対策本部の設置等必要な体制をとる。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
高圧ガス施設対策				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、関係機関等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>		高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。	
3	<input type="checkbox"/>		製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。	
4	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市の消防力等では対処できない場合は、他市町村に応援を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>		さらに消防力等が必要な場合は、県に対し緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求し、必要資機材の確保等の応援を要請する。	
6	<input type="checkbox"/>		必要があると認めるときは、指定地方行政機関に当該職員の派遣の要請し、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。	

2.1-9. 火薬類災害対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
情報の収集・連絡				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	災害発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>		消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、消防庁へ連絡する。	
火薬類災害対策				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	火薬類の所有者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。	
2	<input type="checkbox"/>		関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市の消防力等で対処できない場合は、他市町村に応援を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>		さらに消防力等が必要な場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求する。	
5	<input type="checkbox"/>		必要に応じ、指定地方行政機関に当該職員の派遣の要請、又は県に指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。	
6	<input type="checkbox"/>		必要に応じ、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について県に応援を要請する。	

2.1-10. 有害ガス等災害対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	有害ガス等が、大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。	

2.1-11. 集団事故災害対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
情報の収集・連絡				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要がある場合、市災害対策本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>		市災害対策本部を設置したときは、県に報告する。	
市現地災害対策本部の設置・責務				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	現地において総合的な救急医療活動を実施する市現地災害対策本部を事故現場に近く、通信連絡に便利な場所に設置する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して市現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。	
3	<input type="checkbox"/>	No.5 医療救護活動 T	関係機関が実施する救急医療等の業務の調整を図る。	
集団事故対策				
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	通報等により集団事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>		市災害対策本部が設置された場合は、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	傷病者の発生状況等により必要と判断した場合、県及び関係機関に応援を要請する。	

2.1-12. 危険物・毒物・劇物対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.4 救助・消火活動 T	所管する危険物等の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。	
3	<input type="checkbox"/>		危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大する恐れがある場合は、必要な広報活動を行い、避難の勧告又は指示を行う。	

2.1-13. 埋没不発弾等の処理対応

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
連絡の窓口等				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	住民等届出者から不発弾埋没情報の相談を受けた際は、県及び所轄警察署に連絡する。	
埋没不発弾等の情報収集等				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	情報収集又は記録に基づく史実等の調査を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		調査及び報告に基づき、埋没の可能性が高まれば、不発弾の発掘の実施を決定する。	
埋没不発弾等の事前準備等				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	具体的な発掘日程等を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>		「不発弾等交付金交付要綱」に基づき県を通じて内閣府に交付申請を行う。	
3	<input type="checkbox"/>		不発弾の探査終了後、関係課及び自衛隊、警察等の関係機関による事前調整会議を開催する。	
4	<input type="checkbox"/>	各チーム	事前調整を踏まえ、関係課及び関係機関は発掘計画を策定する。	
5	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	発掘計画に基づき地元説明を行う。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
埋没不発弾等の発掘				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市は発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		住民避難・交通規制等は、状況に応じて自衛隊へ相談を行い、必要に応じて立会を要請する。	

2.1-14. 「偶発的発見不発弾」等の処理対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
連絡の窓口等				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	工事現場などで偶発的に発見された不発弾について相談を受けた際は、県及び所轄警察署に連絡する。	
処理対応等				
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	爆発のおそれがある場合、処理用防護工事等を行うため、関係課と調整会議を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		関係課及び自衛隊、警察等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。	
3	<input type="checkbox"/>		不発弾等処理に伴う住民対応等を実施するため、災害対策本部を設置する。	
4	<input type="checkbox"/>		災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、不発弾等処理対策に従事する者以外の者及び車両等に対して立入の禁止と退去を命ずる。	
5	<input type="checkbox"/>		事前に策定した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。	
6	<input type="checkbox"/>		処理作業の進行状況や避難者の状況等の情報を関係機関に伝達する。	
7	<input type="checkbox"/>		高知空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。	

2.1-15. 原子力事故災害対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	県を通じて情報の入手に努める。	
2	<input type="checkbox"/>		あらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況、屋内退避指示や避難指示等を住民に伝達する。	
3	<input type="checkbox"/>	No.2 後方支援 T	防災関係機関等に連絡し、必要に応じて応急対策活動への協力を要請する。	
4	<input type="checkbox"/>	No.13 物資拠点運営 T	住民への安定ヨウ素剤の配布、服用指示の実施について、県に協力して行う。	
5	<input type="checkbox"/>	No.14 住宅支援 T	他県から避難者受入れの要請があった場合、調整の上、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行う。	
6	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	県が行う放射性物質又は放射線の測定結果について、各種広報媒体、報道機関を通じて公表する。	
7	<input type="checkbox"/>	No.11 保健活動 T	県及び他市町村と協力し、市町村域を越えた避難者及び県外からの避難者に対し、健康調査やメンタルヘルスケア、生活上の困難等について継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行う。	
8	<input type="checkbox"/>	No.12 環境衛生 T	国や県に協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。	
9	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	県の要請を受け、避難の解除を行う。	

第2.2節 総合相談窓口業務

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
22-1	市民からの問い合わせに対する回答	No.1 本部活動統制 T No.16 総合相談窓口 T							
22-2	安否情報照会への回答	No.16 総合相談窓口 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

2.2-1. 市民からの問い合わせに対する回答

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.16 総合相談窓口 T	市民からの各種問い合わせを受付ける総合窓口を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	市民からの問い合わせに対応し、内容が他 T の分掌事務に属する場合は、適当な T に取り次ぐ。	

2.2-2. 安否情報照会への回答

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.16 総合相談窓口 T	安否情報の照会者には、次の事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類の提示を求め、内容を確認する。 ・照会者の氏名、住所その他の照会者を特定するために必要な事項 ・照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ・照会をする理由	
2	<input type="checkbox"/>		照会者と被災者の関係に応じて、適切な範囲の情報を提供する。	参考 65 安否情報の提供範囲

参考 65 安否情報の提供範囲

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> • 居所 • 負傷または疾病の状況 • 連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者	<ul style="list-style-type: none"> • 負傷または疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	<ul style="list-style-type: none"> • 保有している安否情報の有無

※当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、または当該照会により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。

※被災者が提供を行うことに同意をしている場合であって、公益上特に必要があると認めるときには、当該区分に関わらず提供を行う。

第2.3節 災害復興

業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
23-1	災害復興計画の策定	No.1 本部活動統制 T							
23-2	災害復興事業の実施	No.1 本部活動統制 T							

■：開始目標時間 ■：継続時間

2.3-1. 災害復興計画の策定

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	災害復興本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>		市民等の参画を得ながら、災害復興計画に係る検討委員会等を設置、運営する。	
3	<input type="checkbox"/>		災害復興計画を策定する。	

2.3-2. 災害復興事業の実施

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	チーム名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	No.1 本部活動統制 T	災害復興計画に従い、分野ごとの事業計画を策定する。	
2	<input type="checkbox"/>		事業計画に従い、災害復興事業を実施する。	